

ひきこもり支援施策の方向性と 地域共生社会の実現に向けて

令和元年9月20日（金）

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課

- 1 ひきこもりとは
- 2 現行のひきこもり支援施策
- 3 就職氷河期世代支援活躍プラン
- 4 地域共生社会の実現に向けて

ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン

平成19年度から平成21年度に取り組まれた厚生労働科学研究「思春期のひきこもりをもたらす精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究（主任研究者齋藤万比古：国立国際医療研究センター国府台病院）」の研究成果としてまとめられたもの。

ひきこもりの定義

「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念」と定義。

なお、「ひきこもりは原則として統合失調症の陽性あるいは陰性症状に基づくひきこもり状態とは一線を画した非精神病性の現象とするが、実際には確定診断がなされる前の統合失調症が含まれている可能性は低くないことに留意すべき」としている。

○ひきこもりの長期化を防ぐための視点

- ・当事者の来談・受診をできるだけ早く実現することが重要であり、支援機関には以下の視点が必要。
 1. 身近な地域にあるひきこもりに対する支援機関を、普段から住民向けに広く周知しておくこと。
 2. 家庭への訪問を行うアウトリーチ型支援を、タイミングよく開始すること。
 3. 家族がひきこもりの本人に来談・受診を説明しやすくなるようなアドバイス、ガイダンスを継続すること。

○ひきこもりの評価

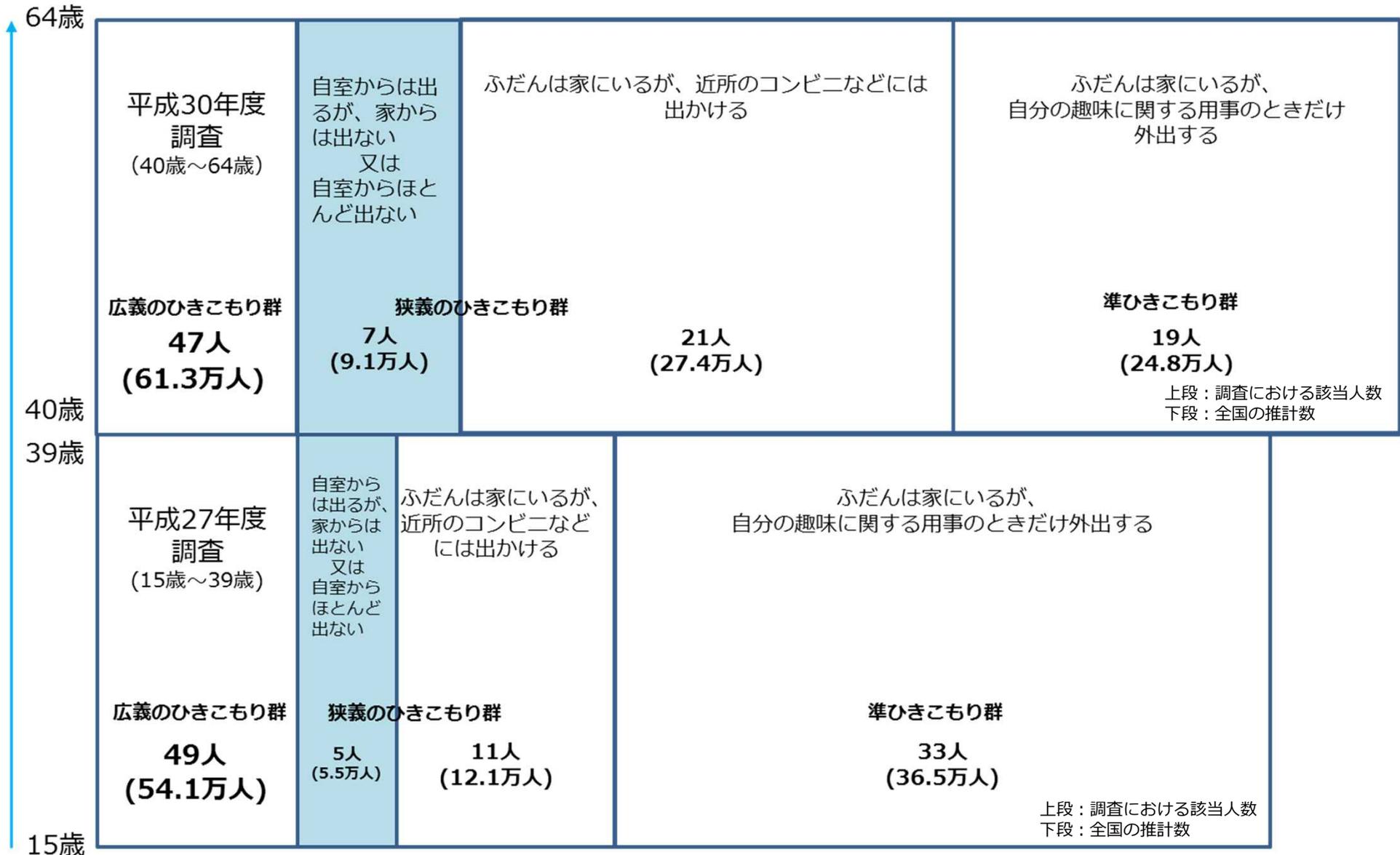
- ・適切な評価が行われるためには以下の要素が重要。
 1. 長期的な関与を続けながら情報を蓄積すること。
 2. 精神障害の有無について（気分障害、統合失調症、発達障害など）判断すること。

○ひきこもりに対する支援

- ・地域連携ネットワークを構築し、訪問支援（アウトリーチ型支援）も用いながら、支援段階にあわせて家族や当事者への支援を実施。

内閣府「生活状況に関する調査」 (平成31年3月29日公表)

内閣府が、平成27年度及び平成30年度に実施した「生活状況に関する調査」の結果においては、「ふだんどのくらい外出しますか」という問いに対し、「趣味の用事のときだけ外出する」、「近所のコンビニなどには出かける」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「自室からほとんど出ない」と回答し、かつ、その状態となって6ヶ月以上経つと回答した者を「広義のひきこもり群」と定義している。(※平成27年度調査と平成30年度調査では一部定義が異なる。)



※ H30年度調査結果において、有効回収3,248人(調査対象5,000人)のうち、47人が広義のひきこもり。H27年度調査結果において、有効回収3,115人(調査対象5,000人)のうち、49人が広義のひきこもり。

自治体によるひきこもり状態にある方の実態等に係る調査結果（令和元年8月2日公表）

■実施自治体数

都道府県 レベル	市町村レベル				合計
	指定都市	一般市・区	町村	小計	
23 (49%)	9 (45%)	64 (8%)	32(3%)	105(6%)	128 (7%)
47	20	795	926	1,741	1,788

【留意点】

○都道府県が管内の全ての市町村を調査しつつ、別途、市町村独自で調査をしている場合がある。

※（ ）は全自治体数に占める割合

※全自治体数

■調査方法 ※n=128

ルート・方法	自治体数	割合
民生委員・児童委員（アンケート・聞き取り）	83	65%
保健師・NPO・事業者（アンケート・聞き取り）	29	23%
標本調査（無作為抽出によるアンケート）	22	17%
全戸調査（アンケート）	5	4%
その他（当事者からの聞き取り、住民からの連絡など）	4	3%

【留意点】

○複数回答（一部の自治体では、複数の方法を組み合わせて調査を実施）

○調査対象者の定義や年齢層は、自治体によって千差万別である。

■調査結果の公表・非公表の別 ※n=128

	自治体数	割合
公表	43	34%
非公表	85	66%

※ 令和元年5月厚生労働省調べ。

※ 各自治体が概ね過去10年間に実施した調査の状況について、厚生労働省がとりまとめたもの。

公表自治体の調査結果の
個表



令和元年8月2日
各都道府県・指定都市 ひきこもり支援ご担当者様
厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡

自治体によるひきこもり状態にある方の実態等に係る調査結果について（公表）

（略）

「就職氷河期世代支援プログラム」では、「各都道府県等において、支援対象者が存在する基礎自治体の協力を得て、対象者の実態やニーズを明らかにし、その結果に基づき必要な人に支援が届く体制を構築することを目指す」とされていることから、これまで調査を実施したことがない自治体等におかれましては、今回の情報提供も参考にしつつ、支援体制の構築の前提として、支援対象者の実態やニーズの把握について、積極的な検討をよろしくお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、管内市区町村（指定都市を除く。）に対し本事務連絡の内容を周知し、管内市区町村における支援対象者の実態やニーズの把握の検討・実施が進むよう、併せてよろしくお取り計らい下さい。

厚生労働大臣メッセージ（令和元年6月26日）

「ひきこもりの状態にある方やそのご家族への支援に向けて」

川崎市や東京都練馬区の事件など、たいへん痛ましい事件が続いています。改めて、これらの事件において尊い生命を落とされた方とそのご家族に対し、心よりお悔やみを申し上げますとともに、被害にあわれた方の一日も早いご回復を願っています。

これらの事件の発生後、ひきこもりの状態にあるご本人やそのご家族から、国、自治体そして支援団体に不安の声が多く寄せられています。

これまでも繰り返し申し上げますが、安易に事件と「ひきこもり」の問題を結びつけることは、厳に慎むべきであると考えます。

ひきこもりの状態にある方やそのご家族は、それぞれ異なる経緯や事情を抱えています。生きづらさと孤立の中で日々葛藤していることに思いを寄せながら、時間をかけて寄り添う支援が必要です。

誰にとっても、安心して過ごせる場所や、自らの役割を感じられる機会があることが、生きていくための基盤になります。ひきこもりの状態にある方やそのご家族にとっても、そうした場所や機会を得て、積み重ねることが、社会とのつながりを回復する道になります。

また、ひきこもりの状態にある方を含む、生きづらさを抱えている方々をしっかりと受けとめる社会をつくっていかねばならないという決意を新たにしました。まずは、より相談しやすい体制を整備するとともに、安心して過ごせる場所や自らの役割を感じられる機会をつくるために、ひきこもりの状態にある方やそのご家族の声も聞きながら施策を進めていきます。そして、より質の高い支援ができる人材も増やしていきます。

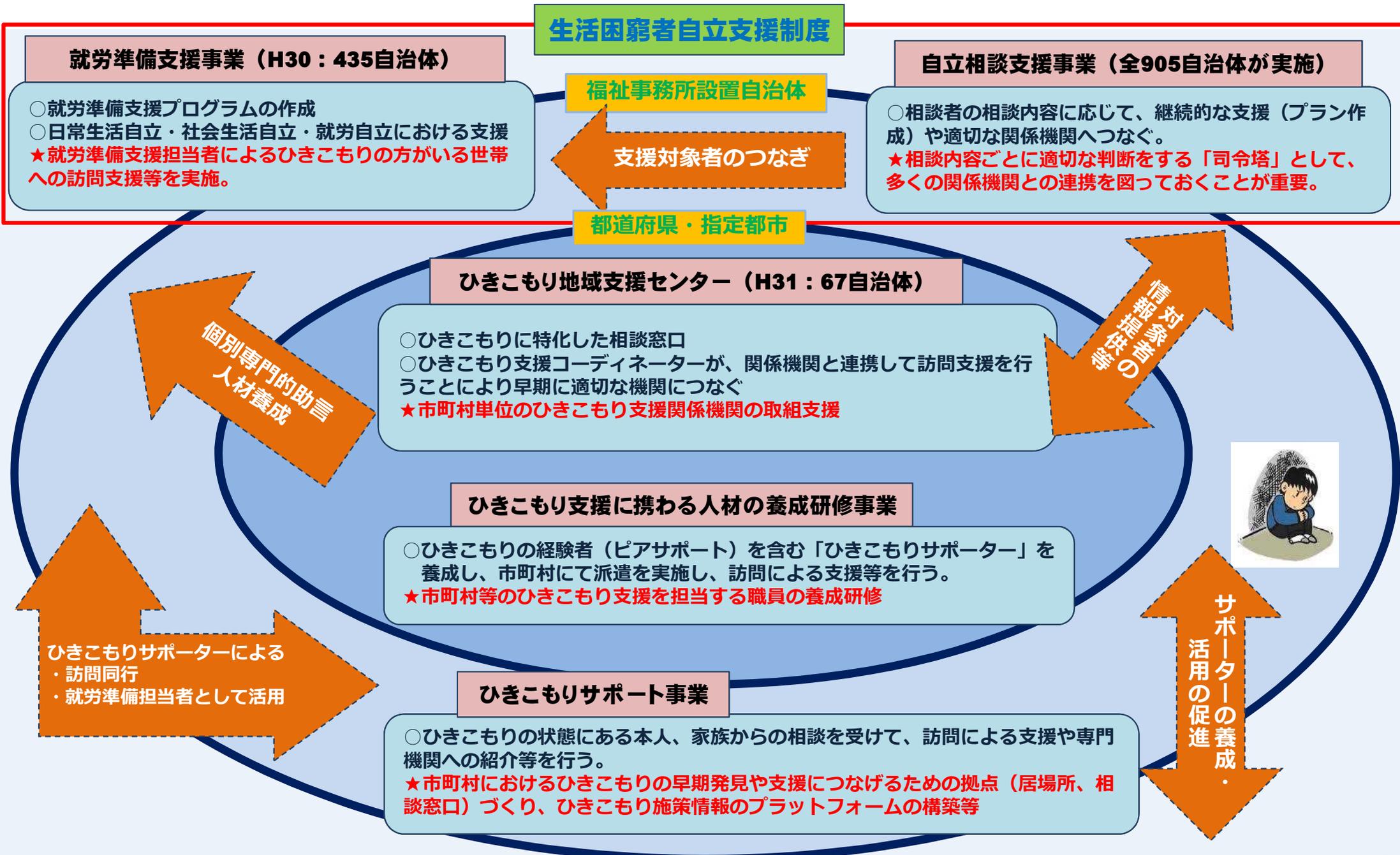
ひきこもりの状態にある方やそのご家族は、悩みや苦しみを抱え込む前に、生活困窮者支援の相談窓口やひきこもり地域支援センター、また、ひきこもり状態にある方が集う団体や家族会の扉をぜひ叩いて下さい。

国民の皆様におかれましては、あらゆる方々が孤立することなく、役割をもちながら、ともに暮らすことができる、真に力強い「地域共生社会」の実現に向けて、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和元年6月26日

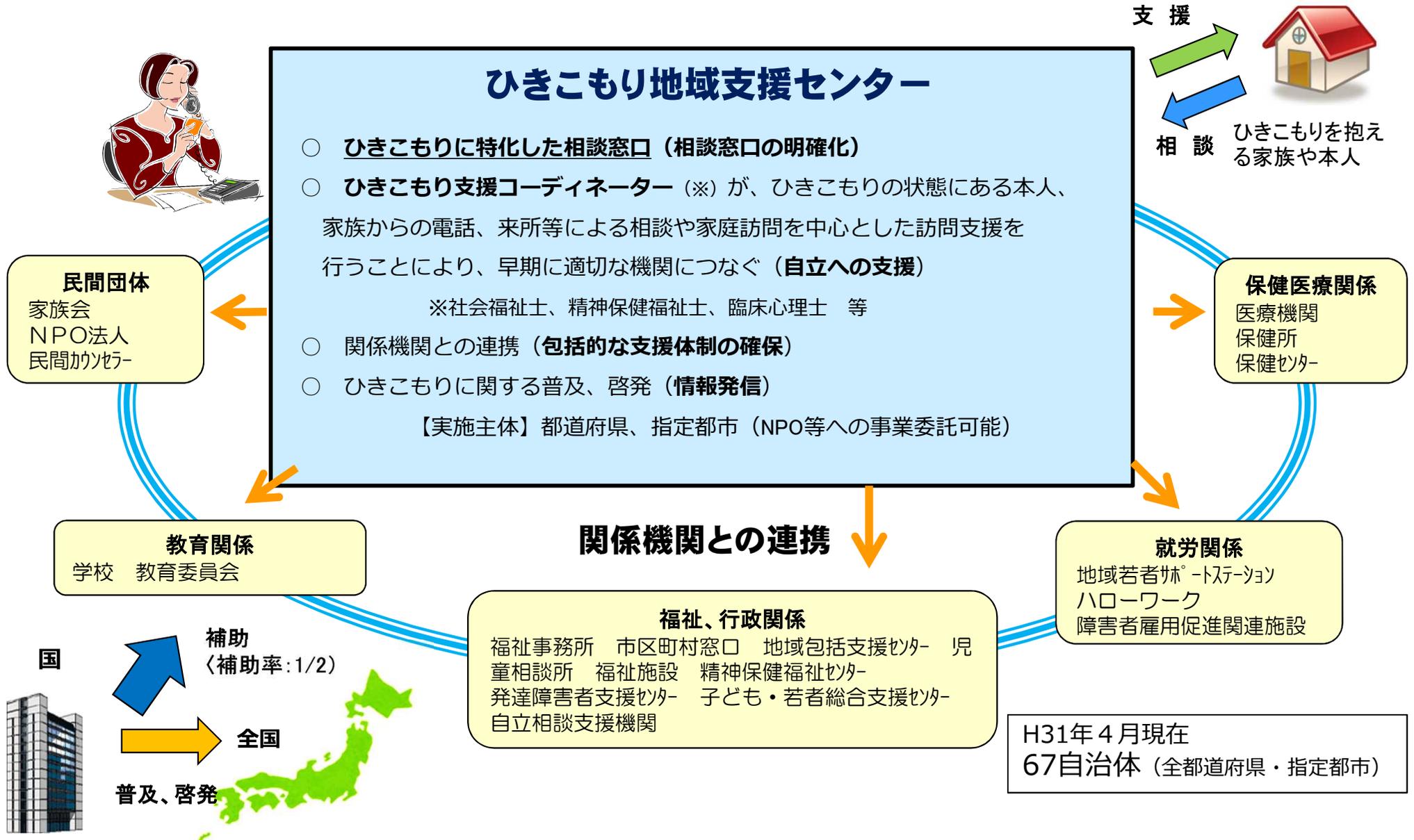
- 1 ひきこもりとは
- 2 現行のひきこもり支援施策
- 3 就職氷河期世代支援活躍プラン
- 4 地域共生社会の実現に向けて

ひきこもり支援施策の全体像



ひきこもり地域支援センター設置運営事業（平成21年度～）

平成31年度予算額：ひきこもり対策推進事業 5.3億円
（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金4.36億円の内数）



ひきこもり地域支援センター設置状況

ひきこもり地域支援センターについては、平成21年度より段階的に設置され、平成30年4月に全ての都道府県・指定都市に設置されるに至った。

自治体	開所年度
1 北海道	21
2 青森県	※28
3 岩手県	21
4 宮城県	※25
5 秋田県	25
6 山形県	21
7 福島県	※26
8 茨城県	23
9 栃木県	26
10 群馬県	26
11 埼玉県	27
12 千葉県	23
13 東京都	26
14 神奈川県	22
15 新潟県	25
16 富山県	24
17 石川県	25
18 福井県	26
19 山梨県	27
20 長野県	22
21 岐阜県	28
22 静岡県	25
23 愛知県	22
24 三重県	25

自治体	開所年度
25 滋賀県	22
26 京都府	20
27 大阪府	21
28 兵庫県	26
29 奈良県	27
30 和歌山県	21
31 鳥取県	21
32 島根県	27
33 岡山県	29
34 広島県	24
35 山口県	21
36 徳島県	22
37 香川県	23
38 愛媛県	23
39 高知県	21
40 福岡県	22
41 佐賀県	※29
42 長崎県	25
43 熊本県	27
44 大分県	19
45 宮崎県	26
46 鹿児島県	22
47 沖縄県	28

自治体	開所年度
48 札幌市	27
49 仙台市	24
50 さいたま市	24
51 千葉市	27
52 横浜市	21
53 川崎市	23
54 相模原市	30
55 新潟市	23
56 静岡市	27
57 浜松市	21
58 名古屋市	24
59 京都市	※25
60 大阪市	21
61 堺市	※23
62 神戸市	21
63 岡山市	22
64 広島市	※21
65 北九州市	21
66 福岡市	※21
67 熊本市	26

【平成31年4月現在】

75か所

(67自治体)

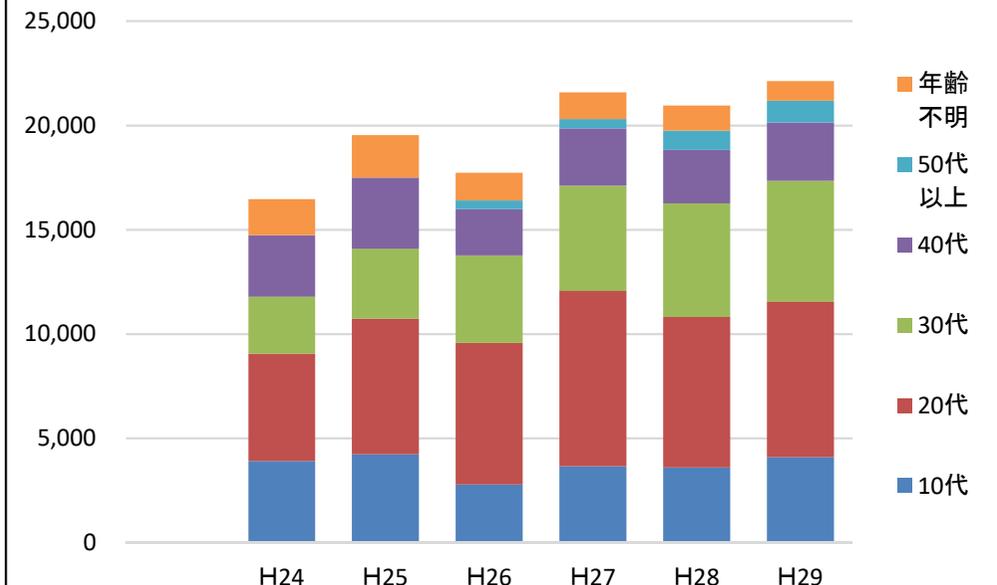
年度別設置自治体数

年度	新規	累計
21年度	18	18
22年度	8	26
23年度	6	32
24年度	5	37
25年度	7	44
26年度	8	52
27年度	9	61
28年度	3	64
29年度	2	66
30年度	1	67

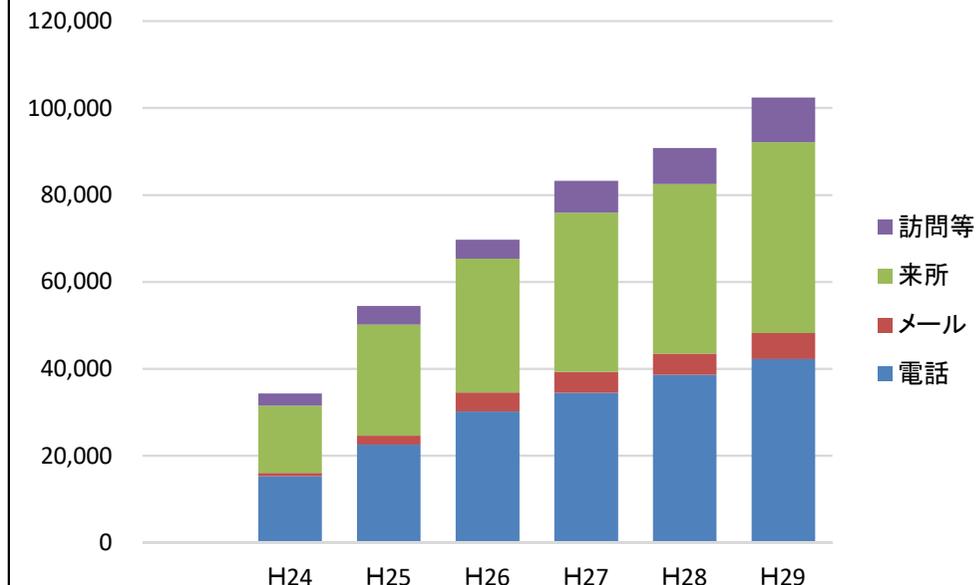
※は、複数設置(サテライト等)自治体

ひきこもり地域支援センターにおける実相談人数及び相談件数の推移（平成24～29年度）

実相談人数の推移



相談件数の推移

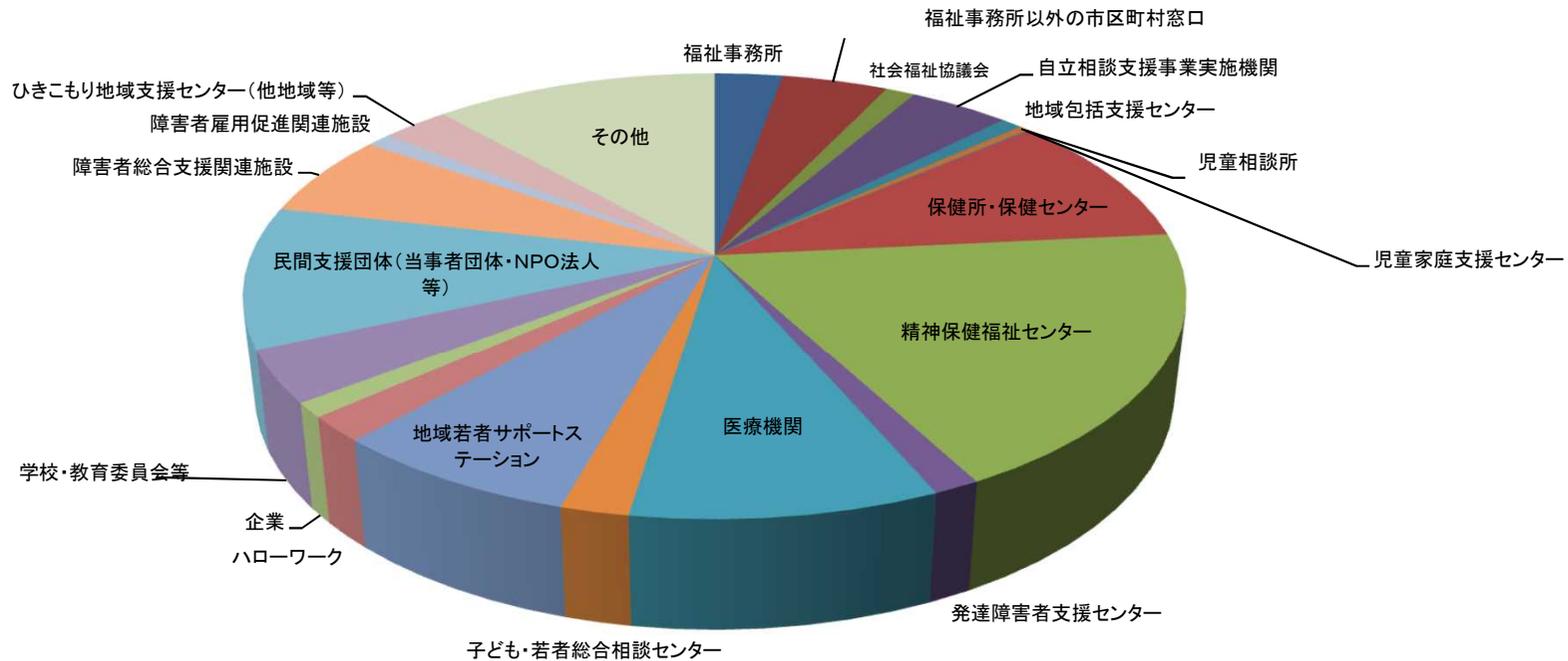


年代 年度	10代	20代	30代	40代	50代 以上 (※)	年齢 不明	合計
H24	3,906	5,156	2,724	2,952	-	1,728	16,466
H25	4,228	6,516	3,341	3,405	-	2,037	19,527
H26	2,787	6,778	4,200	2,212	419	1,328	17,724
H27	3,667	8,397	5,053	2,744	435	1,282	21,578
H28	3,597	7,219	5,440	2,564	919	1,212	20,951
H29	4,091	7,454	5,788	2,806	1,037	942	22,118

相談方法 年度	電話	メール	来所	訪問等	合計
H24	15,327	701	15,479	2,805	34,312
H25	22,526	2,124	25,508	4,312	54,470
H26	30,177	4,378	30,759	4,387	69,701
H27	34,482	4,783	36,625	7,321	83,211
H28	38,620	4,875	38,965	8,334	90,794
H29	42,245	5,997	43,839	10,331	102,412

※H24,H25については、調査上、「40代以上」としているため、50代以上については「-」としている。

平成29年度 ひきこもり地域支援センターが関係機関へつないだ件数



機関年度	福祉事務所	福祉事務所以外の市区町村窓口	社会福祉協議会	自立相談支援事業実施機関	地域包括支援センター	児童相談所	児童家庭支援センター	保健所・保健センター	精神保健福祉センター	発達障害者支援センター	医療機関	子ども・若者総合相談センター	地域若者サポートステーション	ハローワーク	企業	学校・教育委員会等	民間支援団体(当事者団体・NPO法人等)	障害者総合支援関連施設	障害者雇用促進関連施設	他のひきこもり地域支援センター	その他	総計
29年度	228	355	98	335	71	32	6	788	1,531	110	728	161	593	150	85	310	838	492	82	226	950	8,169
率	2.8%	4.3%	1.2%	4.1%	0.9%	0.4%	0.1%	9.6%	18.7%	1.3%	8.9%	2.0%	7.3%	1.8%	1.0%	3.8%	10.3%	6.0%	1.0%	2.8%	11.6%	

※…根拠法(障害者総合支援法、障害者雇用促進法)に分けてそれぞれ整理。
 障害者総合支援法: 就労継続支援B型、グループホーム、地域活動支援センター等
 障害者雇用促進法: 障害者職業センター、障害者就労・生活支援センター等

その他機関の例…ジョブカフェ、訪問看護、法テラス、こころの電話相談、家族会、保護司、難病相談センター、公民館講座、民間カウンセリング機関、警察署、自動車教習所、まちの保健室、寺院、民生委員、ボランティア、大学、司法関係機関、等 ※順不同

ひきこもり支援に携わる人材の養成研修・ひきこもりサポート事業 平成25年度～ (30年度より拡充)

市町村

ひきこもりサポート事業

- 利用可能なひきこもりの相談窓口、支援機関の情報発信
- 関係機関とのネットワーク、ひきこもり支援拠点（居場所、相談窓口）づくり
- ひきこもりサポーター派遣

地域



ひきこもりの状態にある本人、家族

情報発信
訪問支援



相談

研修修了者名簿の提供



都道府県・市町村

ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業



【目的】

ひきこもり支援が適切に行える人材を養成することにより、ひきこもり支援の質の向上を図る。

ひきこもり支援従事者養成研修

【研修対象者】

ひきこもり支援を担当する市町村職員
ひきこもり支援関係機関の従事者 など

【研修内容】

ひきこもり支援に必要な知識・技術等

ひきこもりサポーター養成研修

【研修対象者】

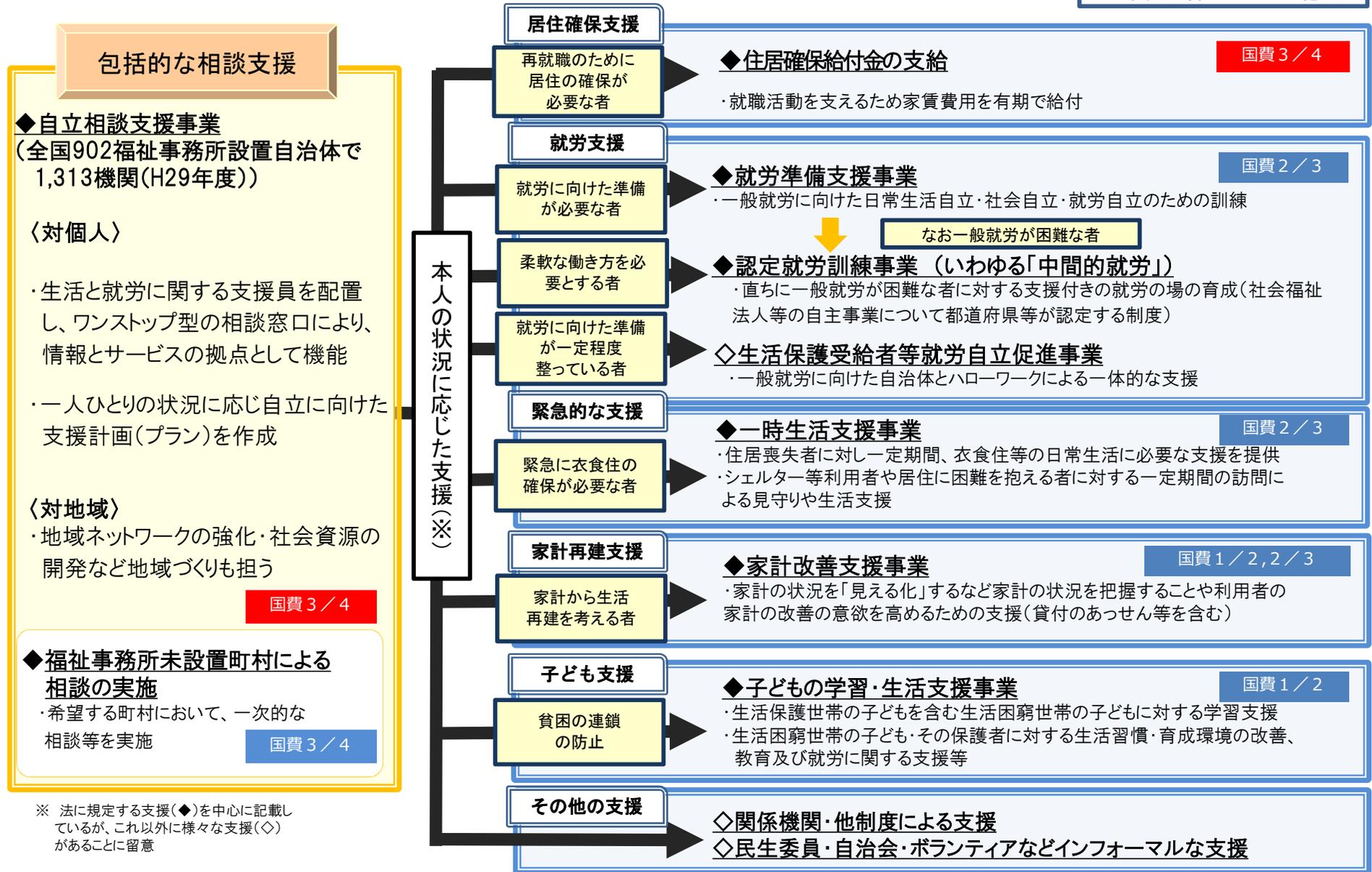
ひきこもり本人や家族等に対する支援に関心のある者
※資格等の要件はない

【研修内容】

ひきこもりに関する基本的な知識に関すること
(ひきこもりの概要(状態像等)、支援方法、支援を行う上での留意点等)

生活困窮者自立支援制度の概要

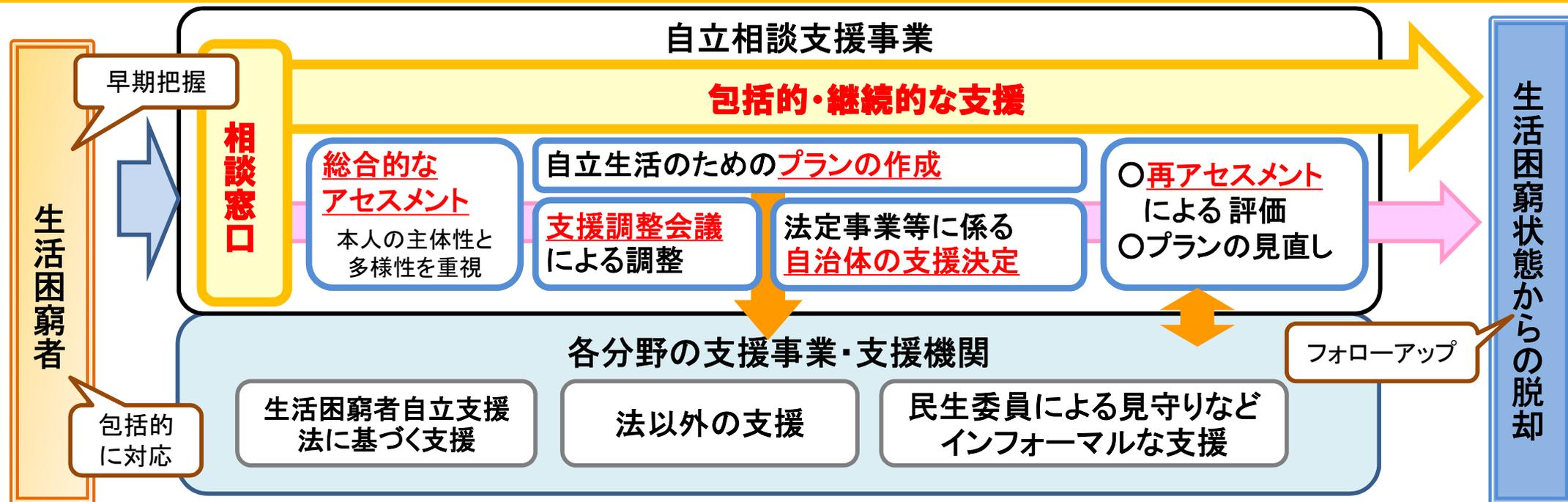
29年度予算 : 400億円
 30年度予算 : 432億円
 31年度予算 : 438億円



自立相談支援事業(必須事業)

事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
 - ※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。自治体は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
 - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。



期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、**地域全体の負担軽減が可能に。**

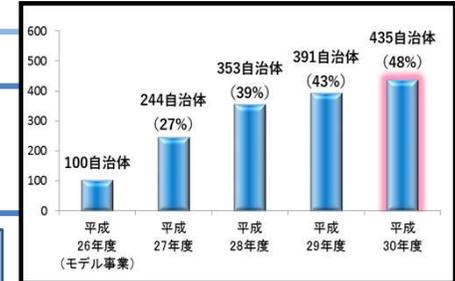
就労準備支援事業(任意事業)

事業の概要

- 生活リズムが崩れている等就労に向け準備が必要な者を対象として、一般就労の準備としての基礎能力の形成に向けて、最長1年間の集中的な支援を実施。(平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法により創設)

支援の内容

- 対象者の様々な状態像に応じて、多様な支援メニューを組み合わせたプログラムを作成。
- プログラムにより、一般就労に向けて、計画的かつ一貫した支援を実施。



対象者の様々な状態像

- 決まった時間に起床・就寝できない等、生活習慣の形成・改善が必要
- 他者との関わりに不安を抱えており、コミュニケーション能力などの社会参加能力の形成・改善が必要
- 自尊心や自己有用感を喪失している
- 就労の意思が希薄・就労に関する能力が低い等

様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

- 日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの自立段階を想定した多様な支援メニューによる支援。(対象者の様々な状態像をカバーできる事業の幅が必要)

- 通所、合宿等の様々な形態で実施。

(多様な支援メニューの例)

- ・ワークショップ ・セミナー ・グループワーク ・職場見学 ・就労体験 ・模擬面接
- ・応募書類作成指導 ・キャリアコンサルティング ・ボランティア活動への参加
- ・就農訓練事業(平成28年4月より開始)
- ・福祉専門職との連携支援事業(平成29年4月より開始) 等

(生活・健康講座)



(農作業体験)



(封入作業)



(PC講座)



(就職面接等の講座)



効果

- 一般就労の準備としての基礎能力の習得により、一般就労に向けたステップアップを図ることができる。

生活困窮者自立支援制度における支援状況調査 集計結果(平成27年4月～平成31年3月)

【平成27年度～平成30年度】

- 施行後4年間の新規相談受付件数(延べ件数)は、約91.6万件。
- そのうち、継続的な支援のためプランを作成した件数は約27.1万件。
- 包括的な支援の提供により、約12.6万人が就労・増収につながった。

【平成30年度】

- 新規相談受付件数とプラン作成件数について、施行後3年間に比べて着実な伸びが見られる。

【参考】国の目安値(人口10万人・1ヶ月当たり)・経済・財政再生計画改革工程表KPI

	H27年度 目安値	H28年度 目安値	H29年度 目安値	KPI(平成30年度)	(参考) 新KPI(令和元年度)
新規相談 受付件数	20件	22件	24件	年間40万人 →人口10万人・1ヶ月当りに 換算すると26件	年間25万人 →人口10万人・1ヶ月当りに 換算すると16件
プラン作成 件数	10件	11件	12件	新規相談件数の50%	新規相談件数の50%
就労支援 対象者数	6件	7件	7件	プラン作成件数の60%	プラン作成件数の60%
就労・増収率	40%	42%	70%	75%	75%
ステップ アップ率	—	—	80%	90%	プラン作成者のうち自立に向けた 改善が見られた者の割合 85%

支援状況調査集計結果(H27.4～H31.3)

年度	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数		増収者数		就労・増収率 =(②+③)/①
		人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり	①	人口 10万人 あたり		うち 就労支援対象 プラン作成者分 ②		うち 就労支援対象 プラン作成者分 ③	
H27	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	—	6,946	—	—
H28	222,426	14.5	66,892	4.3	31,970	2.1	25,588	17,836	7,199	4,878	71%
H29	229,685	14.9	71,293	4.6	31,912	2.1	25,332	17,958	6,390	4,414	70%
H30	237,665	15.5	77,265	5.0	33,969	2.2	25,001	16,333	9,031	5,079	63%

※ 各項目の数値は概数であり、今後の整理の結果、異動を生じることがある。

○基本理念の規定の創設、定義規定の見直し

【改正法案における規定】

（基本理念）

第2条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。

2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関（以下単に「関係機関」という。）及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。

（定義）

第3条 この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

◎社会福祉法 [平成29年施行]

（地域福祉の推進）

第4条 （略）

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の**地域社会からの孤立**その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

ひきこもりの状態にある方への自立相談支援機関における対応（通知）

令和元年6月14日付け社援地発0614第1号
各都道府県・指定都市・中核市 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長あて
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知

ひきこもりの状態にある方やその家族から相談があった際の自立相談支援機関における対応について ～抄～

昨年改正した法に基づく生活困窮者の定義において、経済的な困窮に至る背景事情として「地域社会との関係性」を規定しているが、これについては、地域社会からの孤立の視点も含め地域社会との関係性の状況（希薄化等）を意味しており、その態様の一つとしてひきこもり状態も含まれている。

- 1 ひきこもりの状態にある方やその家族の特性を踏まえた相談支援にあたっての基本的な姿勢
 - ・ ひきこもりの状態にある方については、地域や社会との関係性が希薄であるといった状況があり、対人関係の不安や自己表現の困難さといった特性、将来への不安感、自己喪失感や自己否定感を抱いている場合も少なくないため、そうした本人の複雑な状況や心情等を理解し、丁寧に寄り添う対応をしていく必要があること
- 2 ひきこもりの状態にある方やその家族の特性を踏まえた相談支援にあたっての留意事項
 - ・ 自立相談支援機関において、ひきこもりに関する相談が可能であることを、地域のネットワークを活用する等、各地域の実情に応じた方法により、改めて住民の方々に周知頂きたいこと
 - ・ 経済的困窮の状態が明らかでない場合であっても、身近な相談窓口としての自立相談支援機関において、ひきこもりの状態にある方やその家族等からの相談、関係機関からの相談を確実に受けとめていただくこと
 - ・ 支援等を進めるにあたっては、都道府県・指定都市が設置するひきこもり地域支援センターとの連絡体制を密にするなど関係機関や支援団体との連携による支援を徹底されたいこと

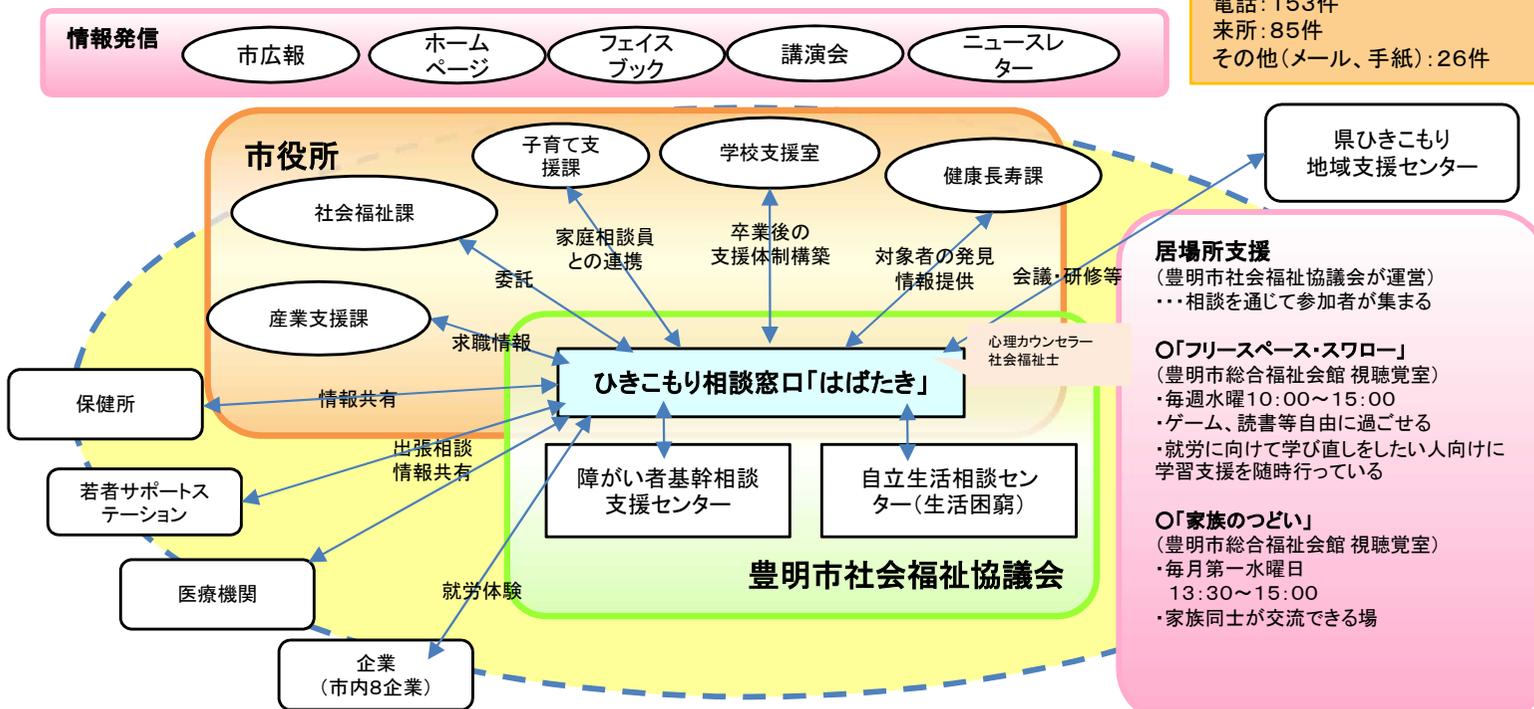
※別途、ひきこもり地域支援センターあてに、自立相談支援機関への積極的な支援について通知

- 市役所内に相談窓口を設置(市社会福祉協議会に委託)。相談員2名が常駐するほか、月に2回医療機関から派遣される専門職が相談に対応。
- 庁内関係各課、関係機関と連携、情報共有を行い、あらゆる年代のケースに対応。
- 情報発信については、市広報、ホームページやSNSなど多様なツールを活用して市民へ広く周知。市民向けの講演会や研修会を実施し、ひきこもり支援への理解を深める取組を実施。
- 居場所支援については、本人が自由に過ごせる場と、家族が交流できる場の2箇所を設置。不登校や中退経験により学び直しを希望する人や、就労に向けて学習をしたい人を対象に学習支援も随時実施。
- サポーター派遣については、委託先(社会福祉協議会)が養成研修を実施。希望する登録者は主に居場所での活動に協力しており、本人からの希望があれば訪問支援などの派遣も行う。

豊明市のひきこもり支援体制図

人口:68,691人(平成30年10月1日時点)

○相談件数
(平成30年4月~12月)
電話:153件
来所:85件
その他(メール、手紙):26件



サポーター活動

- ・市主催のサポーター養成研修を実施。
- ・民生委員、福祉職、教員、行政関係者、ひきこもり支援に関心のある地域住民や当事者家族などが参加。
- ・サポーター派遣の利用申請があれば、マッチングを重視した選定を行い派遣する

【研修会の様子】



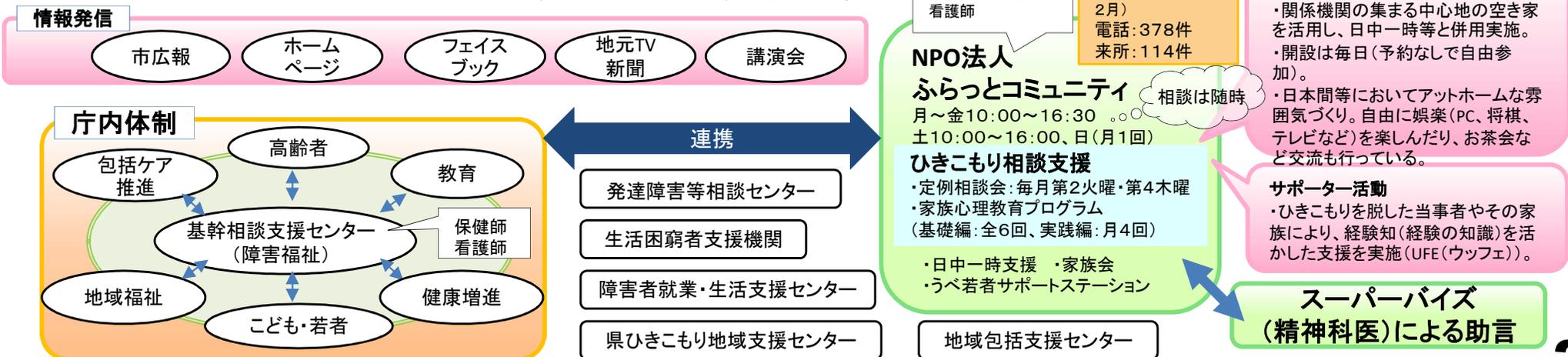
- 居場所支援**
(豊明市社会福祉協議会が運営)
・・・相談を通じて参加者が集まる
- 「フリースペース・スワロー」
(豊明市総合福祉会館 視聴覚室)
・毎週水曜10:00~15:00
・ゲーム、読書等自由に過ごせる
・就労に向けて学び直しをしたい人向けに学習支援を随時行っている
- 「家族のつどい」
(豊明市総合福祉会館 視聴覚室)
・毎月第一水曜日
13:30~15:00
・家族同士が交流できる場

- 市直営の基幹相談支援センターとNPO法人ふらっとコミュニティを中心に相談に対応する他、相談支援機関と定例会議(月1回)を実施し、連携を密にしている。
- 当事者支援だけでなく家族支援を重視した独自の支援プログラムを実施(精神保健福祉士、看護師が相談に対応)。
- 市では、各担当部署における相談窓口及び福祉総合相談窓口においてあらゆる相談支援を受けるなか、ひきこもりに関する相談も受け付けており、市民に対し情報発信するとともに、周知を実施。
- 居場所支援は、スタッフが見守るなか、自由に来て過ごせる雰囲気づくりに心がけ、利用者同士の交流も実施。
- 県の研修を受講した専門職(精神科認定看護師、精神保健福祉士、看護師)がサポーターに登録し、派遣(アウトリーチ支援含)されている。元当事者やその家族もサポーターとして派遣・研修講師などを行っている。
- 平日昼間だけでなく、働く保護者向けの夜会や土曜、日曜の会というように、家族のニーズに合わせたグループでの相談会(家族心理教育実践編)を開催している。

一体的な支援を実施

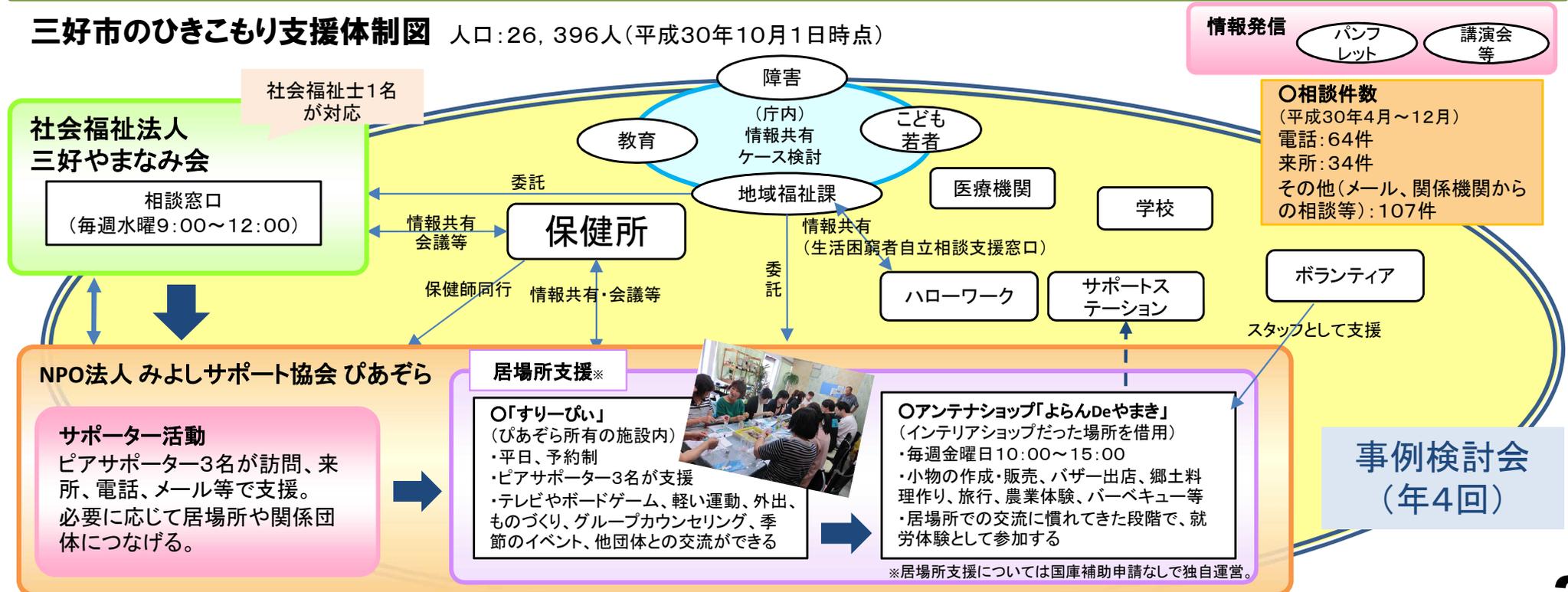


宇部市のひきこもり支援体制図 人口:165,584人(平成30年10月1日時点)



- 相談窓口については社会福祉法人三好やまなみ会、サポーター派遣についてはNPO法人みよしサポート協会ぴあぞらにそれぞれ委託。週1回の打ち合わせ会や月1回の運営会議により密に連携をとっている。保健所で相談を受けたケースがにつながることも多い。
- 庁内では個別のケースごとに各課で随時情報共有を行っている。
- 行政各機関、委託先、関係機関（医療機関、学校、サポートステーション等）で事例検討会（年4回）を実施。
- 情報発信については、各団体にて作成したパンフレット等を市民へ配布。民生委員や医療機関、学校等の関係機関へ周知し、対象者の早期発見を促している。
- サポーター派遣では、県実施の養成研修を受講したピアサポーター3名（専門職ではないがNPO団体での支援経験あり）が活動。訪問には保健師が同行することもあるが、基本的にはピアサポーターの活動が中心となっている。
- ぴあぞらでは居場所支援も実施。予約制となっており、同じく3名のピアサポーターが運営。「すりーぴい」での活動に慣れてくると、就労体験としてアンテナショップ（週1回）に参加するなど社会参加の機会を増やしている。

三好市のひきこもり支援体制図 人口:26,396人(平成30年10月1日時点)



- 1 ひきこもりとは
- 2 現行のひきこもり支援施策
- 3 就職氷河期世代支援活躍プラン**
- 4 地域共生社会の実現に向けて

2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現

- 2040年を展望すると、高齢者の人口の伸びは落ち着き、現役世代（担い手）が急減する。
→「総就業者数の増加」とともに、「より少ない人手でも回る医療・福祉の現場を実現」することが必要。
- 今後、国民誰もが、より長く、元気に活躍できるよう、以下の取組を進める。
① 多様な就労・社会参加の環境整備、② 健康寿命の延伸、③ 医療・福祉サービスの改革による生産性の向上
④ 給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保
- また、社会保障の枠内で考えるだけでなく、農業、金融、住宅、健康な食事、創薬にもウイングを拡げ、関連する政策領域との連携の中で新たな展開を図っていく。

2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現を目指す。

《現役世代の人口の急減という新たな局面に対応した政策課題》

多様な就労・社会参加

【雇用・年金制度改革等】

- 70歳までの就業機会の確保
- 就職氷河期世代の方々の活躍の場を更に広げるための支援
(厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン)
- 中途採用の拡大、副業・兼業の促進
- 地域共生・地域の支え合い
- 人生100年時代に向けた年金制度改革

健康寿命の延伸

【健康寿命延伸プラン】

⇒2040年までに、健康寿命を男女ともに3年以上延伸し、**75歳以上**に

- ①健康無関心層へのアプローチの強化、
②地域・保険者間の格差の解消により、以下の3分野を中心に、取組を推進
・次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成等
・疾病予防・重症化予防
・介護予防・フレイル対策、認知症予防

医療・福祉サービス改革

【医療・福祉サービス改革プラン】

⇒2040年時点で、単位時間当たりのサービス提供を**5%（医師は7%）以上改善**

- 以下の4つのアプローチにより、取組を推進
・ロボット・AI・ICT等の実用化推進、データヘルス改革
・タスクシフティングを担う人材の育成、シニア人材の活用推進
・組織マネジメント改革
・経営の大規模化・協働化

《引き続き取り組む政策課題》

給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

多様な就労・社会参加

- 現役世代人口の急減など人口減少が進む一方、高齢者の「若返り」が見られる中、より多くの人々が意欲や能力に応じ社会の担い手としてより長く活躍できるよう、
 - ①「一人ひとりの意思や能力、個々の事情に応じた**多様で柔軟な働き方を選択可能とする社会**」
 - ②「**地域に生きる一人一人が尊重され、多様な就労・社会参加の機会を得ながら、「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつづっていく地域共生社会**」の実現に向けた環境整備を進める。
- あわせて、エイジフリー社会への変化を踏まえて、**人生100年時代に向けた年金制度改革**に取り組む。

〈政策課題毎の主な取組〉

70歳までの就業機会の確保

- ◆ 様々な就業や社会参加の形態も含め、70歳までの就業機会を確保する制度の創設
- ◆ 高齢者の活躍を促進する環境整備（労働市場の整備、企業、労働者、地域の取組への支援）

就職氷河期世代の方々の活躍の場を更に広げるための支援

- ◆ 地域ごとの支援のためのプラットフォームの形成・活用
- ◆ 就職氷河期世代、一人ひとりにつながる積極的な広報
- ◆ 対象者（不安定な就労状態にある方、長期にわたり無業の状態にある方、社会参加に向けて支援を必要とする方）の個別の状況に応じたきめ細やかな各種事業の展開

副業・兼業の促進

- ◆ ガイドライン等による、原則として労働者は副業・兼業を行うことが可能である旨の周知
- ◆ 健康確保の充実と労働時間管理の在り方について検討
- ◆ 労災保険給付の在り方、雇用保険及び社会保険上の取扱いの在り方について引き続き検討

中途採用の拡大

- ◆ 個々の大企業における中途採用比率の情報公開
- ◆ 「中途採用・経験者採用協議会」の知見を活用した企業への働きかけ強化
- ◆ ハローワークにおける求職者の状況に応じたマッチング支援の充実
- ◆ 職業情報提供サイト（日本版O-NET）（仮称）の2020年中の運用開始
- ◆ 中途採用等支援助成金の見直し

地域共生・地域の支え合い

- ◆ 世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、新たな制度の創設を含め、包括的な支援体制の構築に向けた方策を検討
- ◆ 地域住民をはじめ多様な主体がつながり、活動する地域共生の取組の促進
- ◆ 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進

人生100年時代に向けた年金制度改革

- ◆ 多様な就労を年金制度に取り込む被用者保険の適用拡大
- ◆ 就労期の長期化による年金水準の充実
（就労・制度加入と年金受給の時期や組合せの選択肢の拡大、就労に中立的かつ公平性にも留意した在职老齢年金制度等の見直し、私的年金の加入可能年齢等の見直し）

就職氷河期世代の方々の活躍の場を更に広げるために

- 就職氷河期世代（※）の方々への支援として、今後政府でとりまとめる3年間の集中プログラムに沿って、厚生労働省においては、「厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン」に基づき、各種施策を積極的に展開していく。

（取組の基本的な方針）

- 地域ごとのプラットフォームにおいて支援対象者の状況を把握し、地域一体となった取組を推進
- 民間の活力を最大限に活用し、取組の成果を最大化
- 支援が必要なすべての方に対し、個別の状況に応じたきめ細やかな支援が届く体制を構築

就職・正社員化の実現
多様な社会参加の実現

※ 概ね1993（平成5）年～2004（平成16）年に学校卒業期を迎えた世代を指す。2019年4月現在、大卒で概ね37～48歳、高卒で概ね33歳～44歳に至る。

I 主な支援対象

- ◆ 不安定な就労状態にある方（不本意ながら非正規雇用で働く方）（約50万人程度（35～44歳））
- ◆ 長期にわたり無業の状態にある方（就業希望はあるが、「希望する仕事がありそうにない」などの理由で、就職活動に至っていない方等）
- ◆ 社会とのつながりをつくり、社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方（ひきこもりの方など）

II 主な取組の方向性

- 地域ごとのプラットフォームの形成・活用
 - 都道府県レベルのプラットフォーム（経済団体、労働局等）により各界一体となった取組を推進
 - 市町村レベルのプラットフォーム（自立相談支援機関、地域若者サポートステーション、ハローワーク、経済団体、ひきこもり地域支援センター、ひきこもり家族会等）により、地域資源、ニーズの把握、適切な支援へつなぐ等の取組を推進
- 就職氷河期世代、一人ひとりにつながる積極的な広報
- 対象者の個別の状況に応じたきめ細やかな各種事業の展開（関連施策：短時間労働者等への社会保険の適用拡大）

◆ 不安定な就労状態にある方

- 民間事業者のノウハウを活かした正社員就職につなげる成果連動型事業
- ハローワークに専門窓口を設置、担当者によるチーム支援を実施
- 短期間で取得でき、安定就労に有効な資格等の習得を支援
- 働きながらでも無料で受講可能な訓練の提供
- 助成金等による企業の取組支援

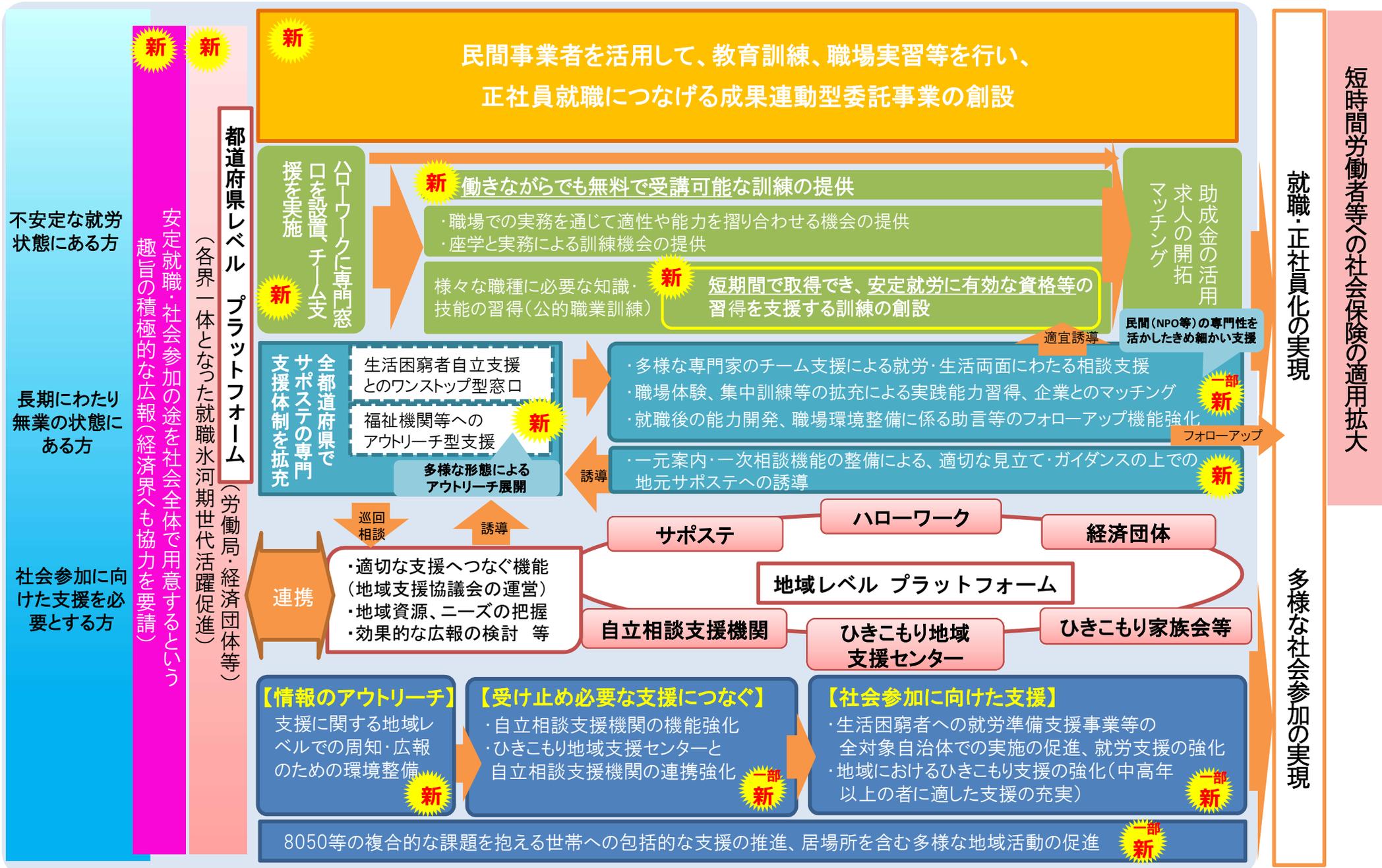
◆ 長期にわたり無業の状態にある方

- 地域若者サポートステーションにおいて以下の取組を実施
 - ① 生活困窮者自立支援とのワンストップ支援
 - ② 地域レベルでの潜在的な要支援者把握のためのアウトリーチ展開
 - ③ 全国レベルでの一元的案内・相談機能の整備

◆ 社会参加に向けた支援を必要とする方

- 身近な地域レベルでの周知・広報のための環境整備
- 生活困窮者自立相談支援事業及び就労準備支援事業の強化
- 中高年者へのひきこもり支援充実
- 8050等の複合課題に対応できる包括的支援や居場所を含む多様な地域活動の推進

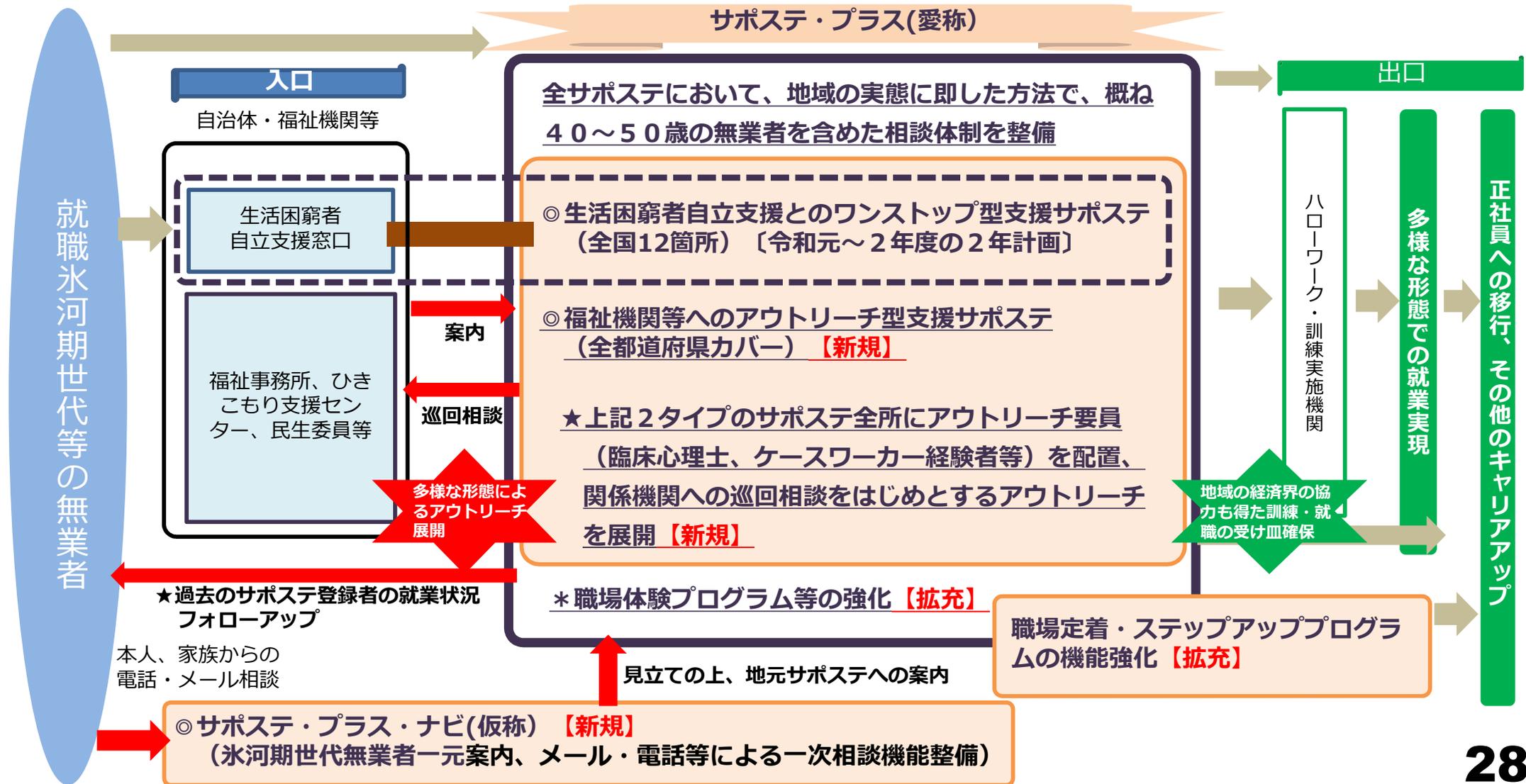
厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン（全体像）



地域若者サポートステーションの取組強化

就職氷河期世代の無業者が直面する、就職、職業的自立の実現に向けた困難、複合的な課題に鑑み、これまで概ね40歳未満の若年無業者等の自立支援拠点として実績を上げてきた地域若者サポートステーション（サポステ）の専門知見を積極活用し、「入口」での福祉施策とのワンストップ型・アウトリーチ型の組合せ等による支援対象者を把握し、働きかけ、支援する体制を全国的に整備する。

また「出口」でのハローワークの就職支援・訓練プログラム、企業との連携強化を図り、就職・正社員化等の職業的自立につながる働き方実現を強力に推進する。（サポステ・プラス（愛称））



地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う地域共生社会の実現に向けた取組

8050等の複合的な課題を抱える世帯への包括的な支援の推進、居場所を含む多様な地域活動の促進

- ・「断らない」相談支援体制の整備
- ・地域における伴走体制の確保 など

「就職氷河期世代」の背景・課題

- 「就職氷河期世代」であって生活支援等を必要とする人がどこにどれだけ存在するかも見えづらく、市町村等において課題として顕在化しにくい
 - 支援の必要な人に関する情報やその支援に関するノウハウ・地域の資源に関する情報共有の不足
- 行政の側から、ひきこもりの認定をすることはできず、あくまで、ひきこもり状態にある本人やその家族などからの支援の要請があって、初めて支援が開始
 - 支援に関する情報が本人やその家族に確実に届いてない

重点的な強化

情報の“アウトリーチ”

- 支援に関する地域レベルでの周知・広報の推進のための環境整備
- 必要な支援の情報が本人や家族の手に

受け止め必要な支援につなぐ

- 生活困窮者自立相談支援機関のアウトリーチの機能強化
- ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化

社会参加に向けた支援

- 生活困窮者への就労準備支援事業等の全対象自治体での実施の促進、就労支援の強化
- 地域におけるひきこもり支援の強化（中高年以上の者に適した支援の充実）

← 一方向ではなく、本人・家族の状況に合わせた継続的な伴走支援 →

地域共生・地域の支え合いの実現に向けて

- 人びとの暮らしや地域のあり方が多様化している中、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現を目指す。
- 2040年には、人口減少・少子高齢化がさらに進展し、単身世帯が4割、就職氷河期世代の高齢化等の状況にも直面。地縁・血縁による助け合い機能が低下する中、従来のタテワリの制度では複合化・複雑化した生活課題への対応が困難となる。このため、①丸ごと相談（断らない相談）の実現、②地域共生に資する取組の促進、③高齢者も障害者も利用できるサービスの推進について検討を行う。

I 丸ごと相談（断らない相談）の実現

◆ 8050問題など、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、新たな制度の創設を含め、包括的な支援体制の構築に向けた方策を検討（制度別に設けられている各種支援の一体的実施）

- ・「断らない」相談支援
- ・多様で継続的な「出口支援」（社会参加・就労支援、居住支援など）
- ・地域における伴走体制の確保

※あわせて、就職氷河期世代等への支援の強化を検討

- ・生活困窮者への就労準備支援事業等の全対象自治体での実施の促進
- ・地域におけるひきこもり支援の強化

II 地域共生に資する取組の促進

◆ 地域住民をはじめとする多様な主体がつながり、活動する地域共生の取組の促進

- ・地域活動が生じるプラットフォームの形成・展開の支援等
- ・民間からの資金調達の促進
- ・NPO、社会福祉法人等の多様な主体による事業の促進
- ・地方創生施策、住宅セーフティネット制度との更なる連携や農福連携の一層の推進など他省庁との連携策を促進

III 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進

◆ 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進

- ・介護分野・障害分野の実態を踏まえた社会参加や就労的活動を含むサービス・支援

骨太の方針（就職氷河期世代支援プログラム）～抄～（令和元年6月21日閣議決定）

経済財政運営と改革の基本方針2019 ～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～

就職氷河期世代支援プログラム

（基本認識）

支援対象としては、正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く者（少なくとも50万人）、就業を希望しながら、様々な事情により求職活動をしていない長期無業者、社会とのつながりを作り、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者など、100万人程度と見込む。この3年間の取組により、これらの者に対し、現状よりも良い処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、同世代の正規雇用者については、30万人増やすことを目指す。

社会との新たなつながりを作り、本人に合った形での社会参加も支援するため、社会参加支援が先進的な地域の取組の横展開を図っていく。個々人の状況によっては、息の長い継続的な支援を行う必要があることに留意しながら、まずは、本プログラムの期間内に、各都道府県等において、支援対象者が存在する基礎自治体の協力を得て、対象者の実態やニーズを明らかにし、その結果に基づき必要な人に支援が届く体制を構築することを目指す。

（施策の方向性）

（ii）個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援

○アウトリーチの展開

受け身ではなく能動的に潜在的な支援対象者に丁寧に働きかけ、支援の情報を本人・家族の手元に確実に届けるとともに、本人・家族の状況に合わせた息の長い継続的な伴走支援を行う。このため、地域若者サポートステーションや生活困窮者相談支援機関のアウトリーチ機能を強化し、関係機関の連携を進める。

○支援の輪の拡大

断らない相談支援など複合課題に対応できる包括支援や多様な地域活動を促進するとともに、ひきこもり経験者の参画やNPOの活用を通じて、当事者に寄り添った支援を行う。

就職氷河期世代活躍支援プランを踏まえた令和2年度概算要求

情報のアウトリーチの推進

○本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化

施策や相談窓口の案内に加えて、施策の利用や支援を受けようとする意欲を喚起するため、支援機関等を通じて社会とのつながりを回復することができた好事例（成功体験例）の周知を行う。

より身近な場所での相談支援の実施

1 自立相談のアウトリーチ機能の強化

自立相談支援事業の窓口に出向くアウトリーチ支援員（仮称）を配置し、多機関と連携したアウトリーチ支援を実施する。

2 ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化

- ひきこもり地域支援センターに、医療、法律、心理、福祉、就労等の多職種から構成されるチームを設置する。
- チームの意見を踏まえ、管内市町村を巡回するセンター職員が自立相談支援機関への専門的アドバイスや当事者への直接支援を行う。
また、チームは、必要に応じて、市町村の自立相談支援機関と連携しながら、ひきこもりの状態にある者への直接支援を行う。

3 ひきこもり支援に携わる人材の養成研修

自立相談支援機関の支援員向けに支援手法等に関する研修等を実施し、より質の高い支援ができる人材の養成を行う。

社会参加の場の充実等

1 就労準備支援等の実施体制の整備促進

市同士の連携や都道府県の関与による広域実施の取組例を参考として、就労準備支援等の実施体制の整備促進を行う。

2 就労支援の機能強化

都道府県への企業開拓員（仮称）の配置による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等を推進する。
また、農業分野等と福祉分野との連携を推進し、各都道府県単位で農業体験等の利用希望者と受入希望事業者を組み合わせる仕組みを、全国複数箇所モデル的に実施する。

3 中高年の者に適した支援の充実

中高年の者に適した支援の充実のため、以下の取組を実施。

- ①中高年の者が参加しやすくなるような居場所づくり
- ②就労に限らない多様な社会参加の場の確保
- ③家族に対する相談や講習会等の開催

地域共生社会の実現

- 8050等の複合的な課題を抱える世帯への包括的な支援の推進、居場所を含む多様な地域活動を促進する。
- 具体的には、世帯の複合的なニーズ等に対応できるよう、市町村の包括的な支援体制づくりを支援するモデル事業を推進する。（200→250自治体）

※ 上記の他、働きながら国家資格の取得のための長期の訓練に参加する場合の収入減少に対する支援として、生活福祉資金貸付制度への新たなメニューの追加及びこれに伴うシステムの改修等を行う。

本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化

- ◇ 厚生労働省氷河期世代活躍支援プランでは、「情報のアウトリーチ」として支援が必要な方の手元に必要な情報が届くよう、施策や相談窓口の周知・広報を地域レベルで推進し、そのための環境整備として広報素材の提供や自治体の好事例の展開を行うこととしている。
- ◇ 「情報のアウトリーチ」を行う際には、施策や相談窓口を案内することに加えて、施策の利用や支援を受けようとする意欲を喚起する情報を届けることが重要であるため、ひきこもり地域支援センターや生活困窮者自立相談支援機関、精神保健福祉センター、家族会、支援団体等の支援を通じて、ひきこもりの状況にある方が社会とのつながりを回復することができた好事例（成功体験例）を収集し、これを本人や家族等に周知する。

自立相談支援の機能強化（アウトリーチ等の充実）

- ◇ 就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、「一人ひとりが抱える課題に応じた就職支援の充実や職業的自立の促進」や「生活支援の充実等によるセーフティネットの強化」を行うことにより、社会の担い手として活躍できるよう支援する。
- ◇ 具体的には、以下の取組を実施する。
 - ・ **【相談支援に結びつけるための支援の強化】自立相談支援機関の機能強化（アウトリーチ等の充実）**
 - ・ **【就労支援メニューの強化】都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等**

自立相談支援の機能強化の概要

- ◆ 社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方については、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につながることや、支援につながった後の集中的な支援が求められるが、自立相談支援機関では十分なアウトリーチを実施するだけの人手が確保できていない実態がある。
- ◆ このため、自立相談支援の機能強化のためのアウトリーチ等を行うための経費について、財政支援の仕組みを新たに創設する。

事業内容

ア) アウトリーチの充実

- 自立相談支援事業において、アウトリーチ支援員（仮称）を配置。
- アウトリーチ支援員は、ひきこもり地域支援センターやサポステ等とプラットフォームを形成するとともに、多機関と連携したアウトリーチを実施。
 - 1) 地域支援協議会の運営や、地域の関係機関（ひきこもり地域支援センター地域包括やサポステの他、地域包括支援センター、精神保健福祉センター、地域自殺対策推進センター、地域の経済団体、ひきこもり支援団体、家族会等）との情報共有の強化や同行相談の実施等を行い、支援の必要な者との繋がりを確保する。
 - 2) 支援につながった者に対して、信頼関係の構築から就労支援（定着支援までを含む。）までの集中的支援を実施する。 等

イ) 相談へのアクセスの向上

- アウトリーチ支援員による土日祝日や時間外の相談の実施等、相談へのアクセスを向上する。

ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化

- ◇ ひきこもりに関する相談窓口としては、都道府県、指定都市に設置されているひきこもり地域支援センター（県域）及び福祉事務所設置自治体の自立相談支援機関（市町村域）がある。
- ◇ しかし、ひきこもりに関する相談に対応する人材やノウハウが不足していると考える市町村は多く、身近な市町村域でのひきこもり支援を充実させるためには、このような市町村への支援が不可欠である。
- ◇ このため、現在、ひきこもり相談に関するノウハウを有するひきこもり地域支援センターの機能強化及び体制強化を図り、市町村の自立相談支援事業者等の取組に対し、専門的観点から助言等を行う機能を強化する必要がある。
- ◇ 具体的には、ひきこもり地域支援センターにおける医療や法律に関する専門的な相談体制を強化するため、医療、法律、心理、福祉、就労支援等の多職種から構成される専門家のチーム（定期的な会議体）を設置する。管内市町村を巡回する市町村等支援員が、チームの意見を踏まえ、ひきこもり支援に関する専門的アドバイスを行う。また、チームは、必要に応じて、市町村の自立相談支援機関と連携しながら、ひきこもりの状態にある者への直接支援を行う。



ひきこもり支援に携わる人材の養成研修等

- ◇ ひきこもり状態にある者への相談支援については、ひきこもり地域支援センターと生活困窮自立相談支援機関等により行うこととしているが、生活困窮者自立相談支援機関の職員等がひきこもりに関する専門知識への理解を深め、専門性を高めるとともに、センターとの円滑な連携を図っていく必要がある。
- ◇ このため、生活困窮者自立支援制度人材養成研修において新たにテーマ別研修を設定し、8050問題などひきこもりの長期化が社会問題化している現状を踏まえ、ひきこもり状態にある者やその家族への支援手法に係る研修等を実施する。

就労準備支援事業等の実施体制の整備促進

- ◇ 生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業等の任意事業については、市町村規模が小さいことにより庁内体制が脆弱であったり、地域に活用可能な資源がない等の理由により、実施率は一定割合にとどまっている。
- ◇ 一方、就職氷河期世代への支援の強化が課題となっている等、任意事業の実施率を高めることは更に重要性を増している。
- ◇ こうした中、市同士の連携や都道府県の関与による広域実施について、実施自治体の取組例を参考とし、こうした取組をモデル的に実施することで、任意事業の実施を推進する。

事業の概要等

実施形態

- 市同士の連携による広域実施（取組例：加西市等）
- 都道府県が関与した広域実施（取組例：熊本県、大阪府等）

事業内容

- ア 自治体を超えた連携自治体内における広域支援の実施（広域実施の際の事業運営や費用按分に係るルール作りや調整等）
- イ 委託先となる法人等の地域の社会資源の開拓
- ウ 広域実施の主体自治体における、広域参加自治体の住民を対象とした支援

等

[参考] 任意事業を実施しない理由（平成30年度実施状況調査）

事業名	利用ニーズが不明	利用ニーズはあるものの少ないため事業化しにくい	利用ニーズはあるものの自立相談支援事業で対応可能	ニーズがあり事業化したいが予算面で困難	その他
就労準備支援事業 (n=467)	34.3%	33.6%	16.5%	7.7%	7.9%
一時生活支援事業 (n=625)	54.9%	25.4%	6.4%	4.6%	8.6%
家計相談支援事業 (n=499)	21.0%	19.2%	39.3%	13.0%	7.4%
子どもの学習支援事業 (n=366)	48.4%	18.6%	1.1%	4.9%	27.0%

[備考]

本事業は、単に事業の実施率を高めるだけでなく、就労準備におけるメニューの充実や、自治体間での情報共有等の相乗効果といった、支援内容の充実も効果として見込まれる。

就労支援の機能強化①（都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング）

- ◇ 就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、「一人ひとりが抱える課題に応じた就職支援の充実や職業的自立の促進」や「生活支援の充実等によるセーフティネットの強化」を行うことにより、社会の担い手として活躍できるよう支援する。
- ◇ 具体的には、以下の取組を実施する。
 - ・【相談支援に結びつけるための支援の強化】自立相談支援機関の機能強化（アウトリーチ等の充実）
 - ・【就労支援メニューの強化】都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等

- ◆ 就労支援の充実のためには、就労体験や訓練を受け入れる企業の協力が不可欠であるが、自治体によっては支援員の余力がなく企業開拓まで積極的に取り組めていない実態がある。
- ◆ また、生活困窮者支援に理解が深く、積極的に受け入れる方針を示す企業については、市町村の枠を超えて情報共有を図り、より多くの利用者受入につなげることが支援の質の向上に資することから、広域での情報共有やマッチングを行うことが有効と考えられる。

事業内容

- 各都道府県において、企業開拓員（仮称）を配置。
- 企業開拓員は、県内企業へ働きかけ、就労準備支援事業や認定就労訓練事業としての就労体験や就労訓練受入先を開拓する。
- 特に、長期間就労していない者（ひきこもりなど）や不安定な就労を繰り返している者の事情を理解し、積極的に受け入れる方針を示す企業の情報を重点的に集める。
- 集約した企業情報を管内市町村へ提供。希望に応じて企業とのマッチングも対応する。

※ 就労準備支援事業の利用期間は1年とされている一方、対象者の中には、ひきこもり状態にある者等、就労に向けた長期の支援が必要な者が存在することから、まずは多様な社会参加を支援する等の段階的な支援を必要とする場合には、例外的に1年を超えて利用できるよう検討。

就労支援の機能強化②（農業分野等との連携強化）

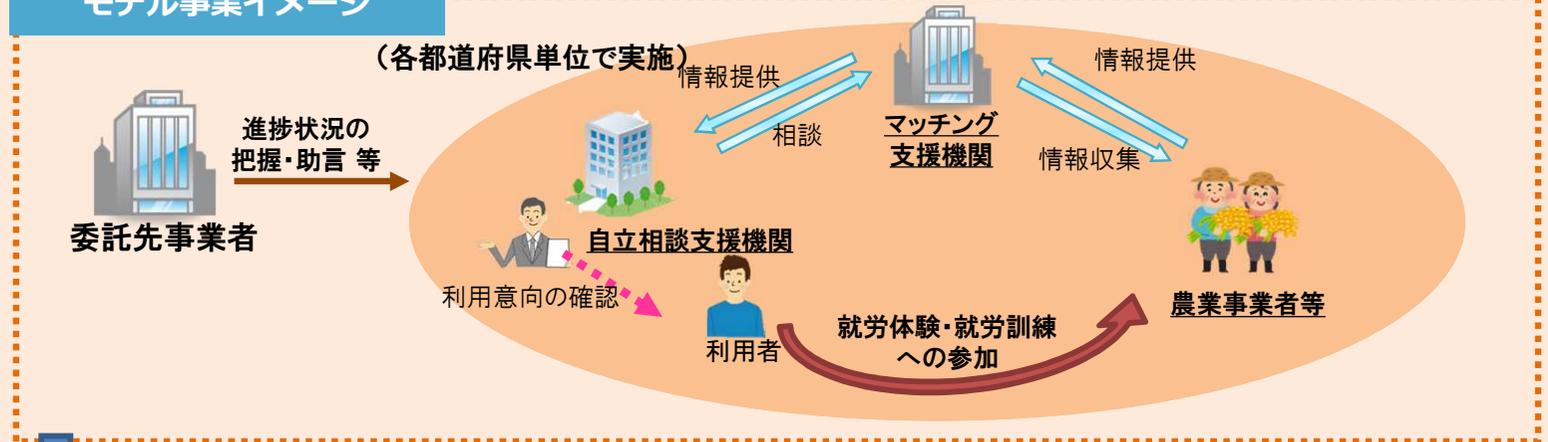
- ◆ 生活困窮者の就労支援において、農業体験等に参加することが、生活リズムを整えることやコミュニケーション能力の向上に有用であり、就労準備支援事業などで各自治体において取り組んでいるところであるが、体験先は各自治体で協力先を確保しているのが現状。
- ◆ 農業分野等と福祉分野との連携を一層推進し、効果的・効率的な就労支援を提供するため、各都道府県単位で農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを、全国複数箇所でモデル的に実施する。

事業内容

- ・ 委託事業者の調整のもとに、県内の農業事業者等の求人・訓練受入希望の情報を把握し、自立相談支援機関へ情報提供するためのマッチング支援機関を設置。
- ・ 委託事業者は、各地のマッチング支援機関の取組の進捗を把握し、円滑な事業実施のための助言、報告書作成等を行う。

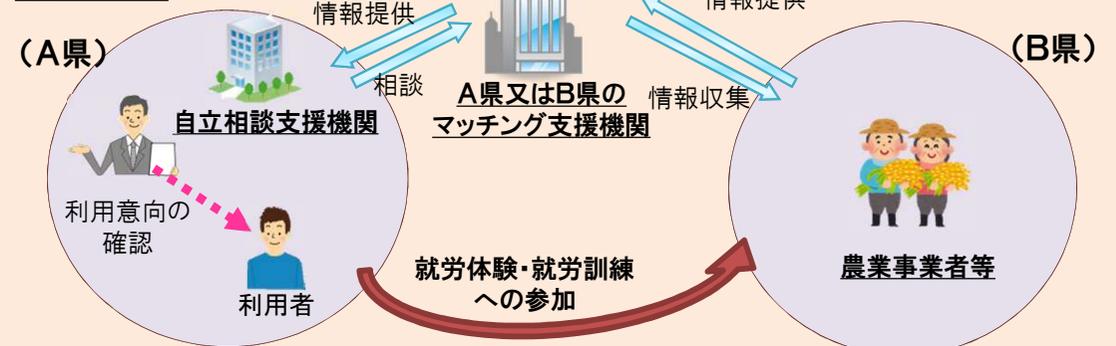
※事業実施に最適な団体等への委託を想定。

モデル事業イメージ



モデル事業終了後は、事業成果(ノウハウ)を元に、全国各地でマッチング支援機関を設置。支援体制を構築する。

(イメージ)



モデル事業は、県内のマッチング体制構築を原則としているが、将来的には都道府県域を超えてマッチングすることも含めて検討。

中高年の者に適した支援の充実

◇ ひきこもり支援においては、中高年も含め、ひきこもりの状態にある者の年齢によらず支援を行ってきたが、中高年のひきこもりの状態にある者のニーズに応じた、きめ細かな支援が必要である。

◇ 例えば、中高年のひきこもり状態にある者は、就労が困難である者も一定程度存在するものと考えられ、就労に限らない多様な社会参加の場を確保する必要がある。

また、ひきこもり状態にある者の最も身近な支援者はその家族であるが、特に、中高年のひきこもりの状態にある者の家族には、本人とのコミュニケーションが取りづらい方や、本人との接し方についてのアドバイスを必要とする方、親なき後の本人の生活を心配し、本人が親なき後も安心して暮らせるようなライフプランを必要とする方など、中高年の者の家族への支援が必要とされている。

◇ このため、現状、相談支援や居場所づくり等のひきこもり支援を行っている市町村の「ひきこもりサポート事業」について、中高年の者に適した支援の更なる充実を図るため、

- ・中高年の者が参加しやすくなるよう、年齢や性別、ひきこもり状態にある期間等に配慮した居場所づくり
- ・ボランティア活動等の多様な社会参加の場の確保
- ・家族に対しても、当事者である子との接し方や親子間の関係を良好なものとしていくためのノウハウを得られる場の提供や、親なき後も安心して暮らせるようなライフプラン作成のための講習

等を行う。

※ ひきこもり状態にある方にとって、「居場所」への参加は、社会参加への第一歩であり、特に重要なもの。このため、ひきこもりサポート事業を行う場合には、「居場所づくり」を必ず実施するものとする。

- 1 ひきこもりとは
- 2 現行のひきこもり支援施策
- 3 就職氷河期世代支援活躍プラン
- 4 **地域共生社会の実現に向けて**

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～

- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化



- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通



改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制（*）
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

（*）例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。）

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年（平成29年）6月2日公布。2018年（平成30年）4月1日施行。

※ 今回の改正による新設

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 **市町村**は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、**地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。**

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会

1 設置の趣旨

共同体の機能の一層の低下、人口減少による地域の持続への懸念などの近年の社会の変化や、地域の実践において生まれつつある新しい価値観の萌芽を踏まえ、今後の社会保障制度のあり方をどのように考えていくかという、中長期的な観点も念頭に置きつつ、当面の課題として、平成29年介護保険法等改正法の附則に規定される公布後3年（令和2年）の見直し規定に基づく、市町村における包括的な支援体制の全国的な整備を推進する方策について検討を進めるため、有識者による検討会を開催する。

2 主な検討項目

- ・ 次期社会福祉法改正に向けた市町村における包括的な支援体制の整備のあり方
- ・ 地域共生社会の実現に向け、中長期の視点から社会保障・生活支援において今後強化すべき機能 等

3 構成員（敬称略・五十音順）

朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センターがじゅまる センター長	田中 滋	埼玉県立大学 理事長
池田 洋光	高知県中土佐町長	知久 清志	埼玉県福祉部長
池田 昌弘	NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長	野澤 和弘	毎日新聞 論説委員
大原 裕介	社会福祉法人ゆうゆう 理事長	原田 正樹	日本福祉大学 副学長
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長	平川 則男	日本労働組合総連合会 総合政策局長
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長	堀田 聡子	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科 教授
菊池 馨実	早稲田大学法学学術院 教授	本郷谷 健次	千葉県松戸市長
助川 未枝保	船橋市三山・田喜野井地域包括支援センター センター長	宮島 渡	全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会 代表
立岡 学	一般社団法人パーソナルサポートセンター 業務執行常務理事	◎宮本 太郎	中央大学法学部 教授
		室田 信一	首都大学東京人文社会学部人間社会学科 准教授

（◎：座長）

4 審議スケジュール・開催状況

（第1回）2019年5月16日（木）	地域共生社会に向けた検討の経緯・議論の状況について
（第2回）2019年5月28日（火）	関係者からのヒアリング等
（第3回）2019年6月13日（木）	包括的な支援について①
（第4回）2019年7月5日（金）	包括的な支援について②
（第5回）2019年7月16日（火）	中間とりまとめ案について

※ 本検討会は、社会・援護局長の下に置くこととし、庶務は地域福祉課において行う。

1 福祉政策の新たなアプローチ

- 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能の強化が求められている。
- 今後、福祉政策の新たなアプローチの下で制度を検討する際には、現行の現金・現物給付の制度に加えて、
 - ・専門職の伴走型支援により地域や社会とのつながりが希薄な個人をつなぎ戻していくことで包摂を実現していく視点
 - ・地域社会に多様なつながりが生まれやすくするための環境整備を進める視点の双方が重要であり、これらが相まって地域における重層的なセーフティネットとして機能する。
- 福祉の対人支援においては、従来の具体的な課題解決を目的とするアプローチと併せて、つながり続けることを目的とするアプローチの機能の充実が求められる。

2 具体的な対応の方向性

(1) 包括的支援体制の整備促進のための方策

- 福祉政策の新たなアプローチを実現するための包括的な支援体制は、大きく以下の3つの機能を一体的に具えることが必要であり、そのような体制の整備に積極的に取り組む市町村に対して、国としても政策的な支援を行うべきである。
 - ・ 断らない相談支援
 - ・ 参加支援（社会とのつながりや参加の支援）
 - ・ 地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援
- このような包括的支援体制を、各市町村がそれぞれの状況に合わせて整備することを後押しする観点から、属性や課題に基づいた縦割りの制度を再整理する新たな制度枠組みの創設を検討すべきである。
- 新たな制度枠組みに対する国の財政支援についても、市町村が住民一人ひとりのニーズや地域の個別性に基づいて、柔軟かつ円滑に支援が提供できるような仕組みを検討すべきである。その際、従来の経費の性格の維持など、国による財政保障の在り方にも十分配慮すべきである。

(2) 多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の促進

- 地方創生施策やまちづくり施策など他の分野との連携を進めていくとともに、福祉、地方創生、まちづくり、住宅施策、地域自治、環境保全などの関係者が相互の接点を広げ、地域を構成する多様な主体が出会い、学びあうことのできる「プラットフォーム」を構築するとともに、「プラットフォーム」における気づきを契機として、複数分野の関係者が協働し地域づくりに向けた活動を展開することのできる方策を検討すべきである。

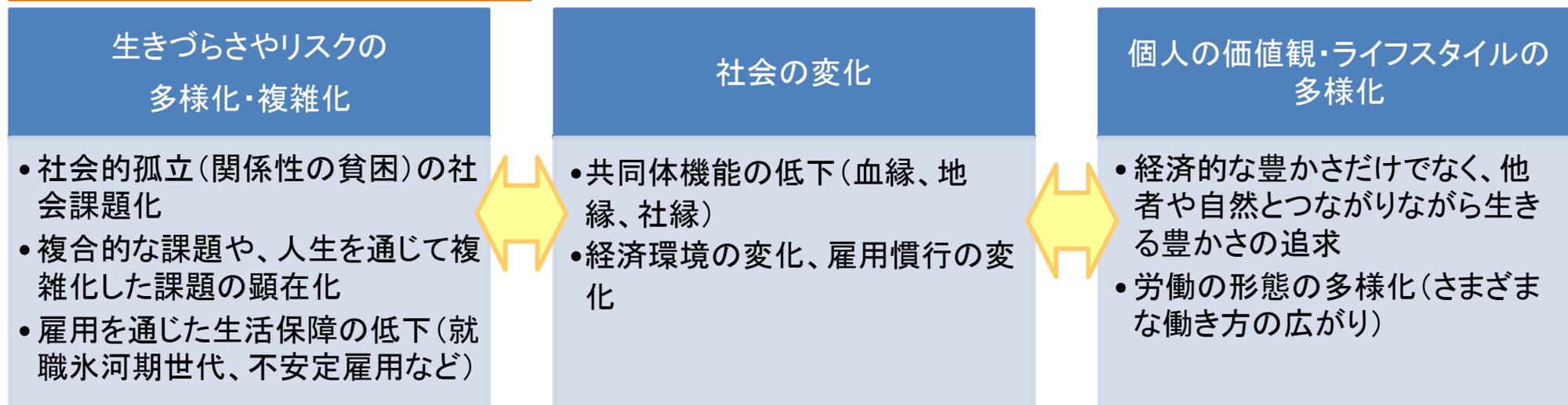
個人を取り巻く環境の変化と今後強化すべき機能 (新たな福祉政策のアプローチ①)

令和元年5月28日 「第2回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料

これまでの社会福祉政策の枠組みと課題

- 日本の社会福祉政策は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、個々のリスク・課題の解決を目的として現金・現物給付を行うという、基本的なアプローチの下で、公的な福祉サービスの量的な拡大と質的な発展がみられ、経済的な意味での生活保障やセーフティネットの確保が進展した。
- 一方で、専門性は高まったものの、対象者別の仕組みとなり、8050問題のような複合的なニーズに柔軟に対応できない、人生を通じた一貫した支援が受けられないといった課題が指摘されている。

個人を取り巻く環境の変化



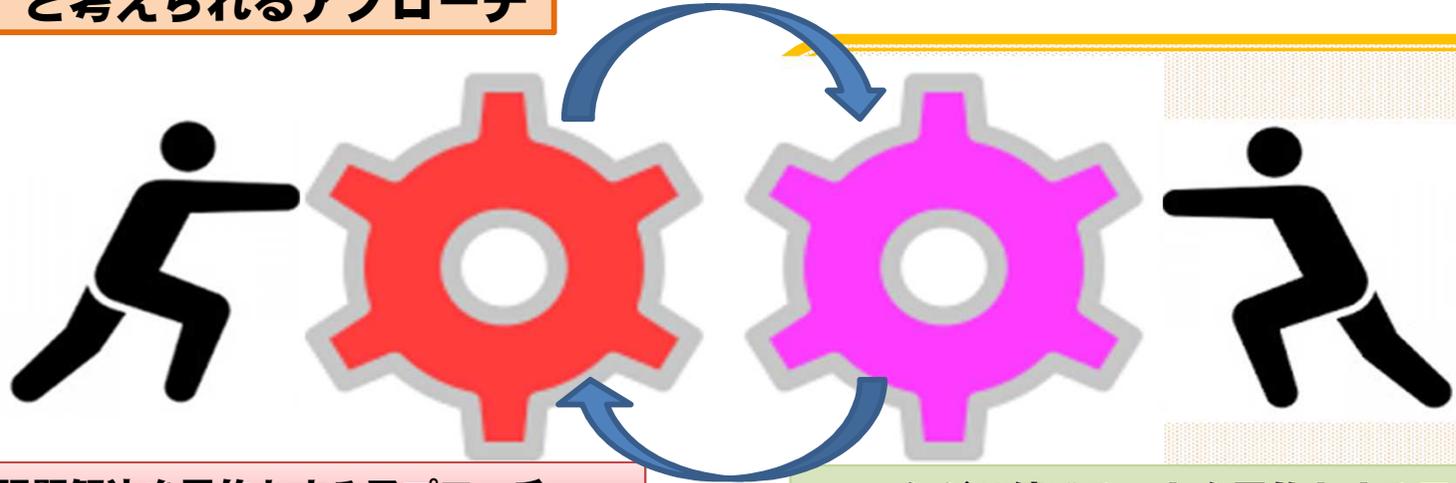
- 元来、個人の人生は多様かつ複雑であるが、近年、その多様化・複雑化が一層進んでいると言えるのではないか。
- 典型的なリスクに対応する従来の枠組みの延長・拡充のみでは対応に限界があるのではないか。
- 一人ひとりが、課題を抱えながらも、自律的(※)な生活を継続していくことを支援する機能の強化が求められるのではないか。

(※)自律・・・個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること

対人支援において今後求められるアプローチ (新たな福祉政策のアプローチ②)

令和元年5月28日 「第2回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



具体的な課題解決を目的とするアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目的とする
- それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視した制度設計
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目的とするアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目的とする
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視した制度設計
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせることが必要なのではないか。

伴走支援

- 一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め(エンパワーメント)、自律的な生を支える支援
(※)自律・・・個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること
- 「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。



地域住民同士のケア・支え合う関係性

- 一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。
- 地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、徐々に住民同士のケア・支え合う関係性が生じ広がっている事例が見られる。

セーフティネットの構築に当たっての視点

- 人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。
 - ー地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域住民のケア・支え合う関係性が生まれる
 - ー専門職による伴走支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摂が実現される
- これらの関係性が重なり合い、そして関係性同士が繋がっていくことで、地域におけるセーフティネットが充実していくのではないか。
- 制度設計の際には、セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくするための環境整備を行う観点と、専門職等の伴走によりコミュニティにつなぎ戻していく社会的包摂の観点が重要ではないか。

新たな包括的な支援の機能等について

令和元年7月16日 「第5回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」
資料（一部改変）

- ◆これまでのご意見を踏まえ整理をすると、断らない相談と一体で参加支援（社会とのつながりや参加の支援）や「地域住民同士のケア・支え合う関係性」を広げる取組を含む市町村における包括的な支援体制を構築することにより、「つながり続ける」伴走支援が具体化でき、
 - 社会とのつながりや参加を基礎とした個々人の自律的な生
 - 地域やコミュニティにおける包摂を目指すことができる。

【地域住民同士のケア・支え合う関係性の育成支援】

場の機能

地域づくりをコーディネートする機能

日常の暮らし
の中での
支え合い

コミュニティ
(サークル活動等)

既存の社会資源の把握と活性化

新たな社会資源の開発

住民・社会資源・行政間の
ネットワークの構築

人と人、人と社会資源のつながり

地域活動
(見守り等)

居場所を
はじめとする
多様な場づくり

身近な地域
(地縁組織等)

属性にかかわらず、
地域の様々な相談を
受け止め、自ら対応
又はつなぐ機能

相談の受け止め

権利擁護のための支援

社会とのつながりや
参加を支援する機能

解決に向けた対応

社会との接点の確保・包摂の支援

【参加支援】

制度の狭間・隙間や、
課題が複合化・複雑
化したケースにおけ
る支援調整

個別課題としては明
らかではない場合に
ついて、継続的に
かわり続ける支援

多様な社会参加・就労の支援

住まいの確保のための支援

【断らない相談】

多機関のネットワークの構築

多機関協働の中核
の機能

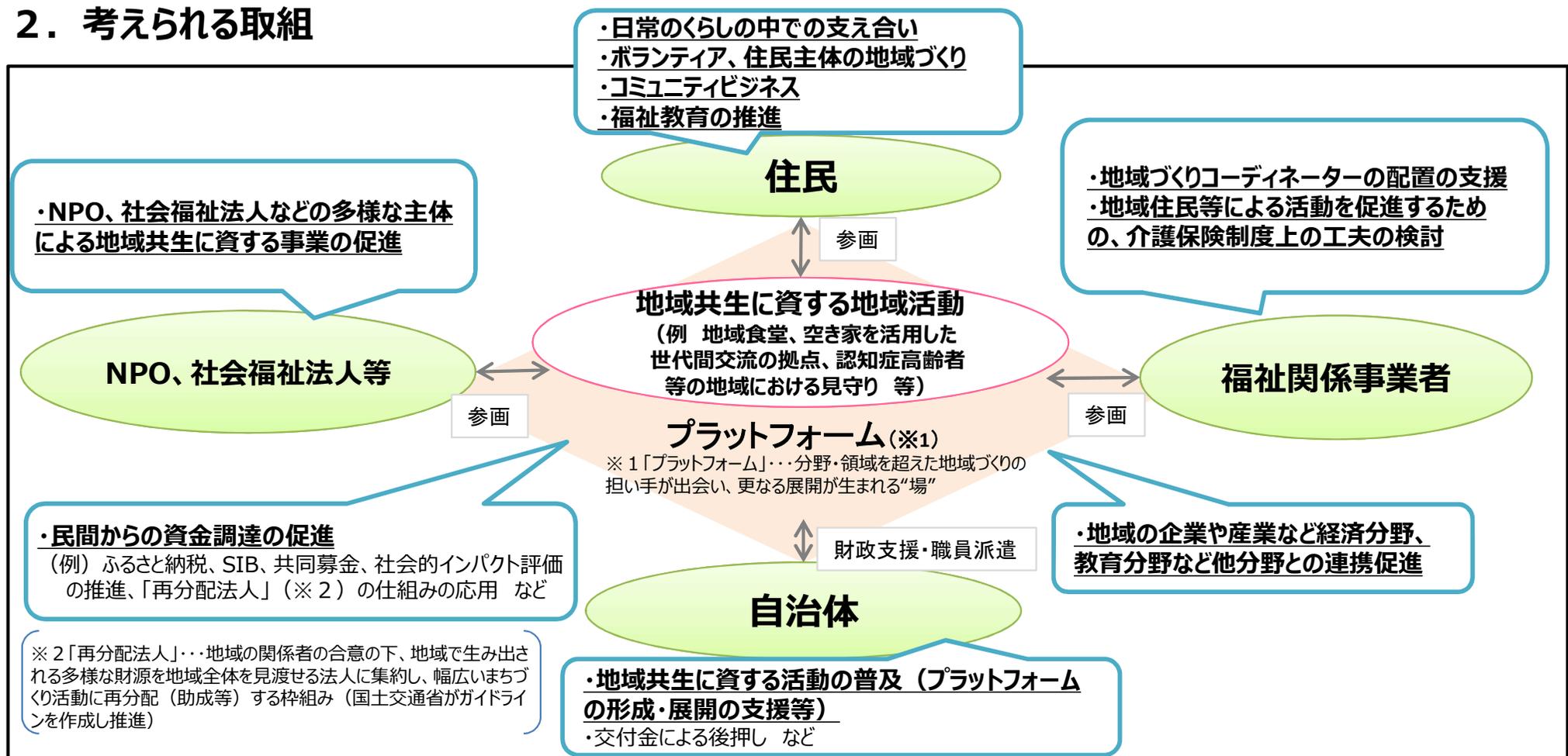
個別支援から派生する新たな社会資源・任組
みの創出の推進

相談支援に関するスーパーバイズ、人材育成

1. 概要

- 地域における重層的なセーフティネットを確保していく観点から、住民をはじめ多様な主体の参画による地域共生に資する地域活動を普及・促進。
- 地域共生に資する地域活動の多様性を踏まえ、住民などの自主性や創意工夫が最大限活かされるよう、画一的な基準は設けず、各主体に対し積極的な活動への参画を促す方策など環境整備を推進。

2. 考えられる取組



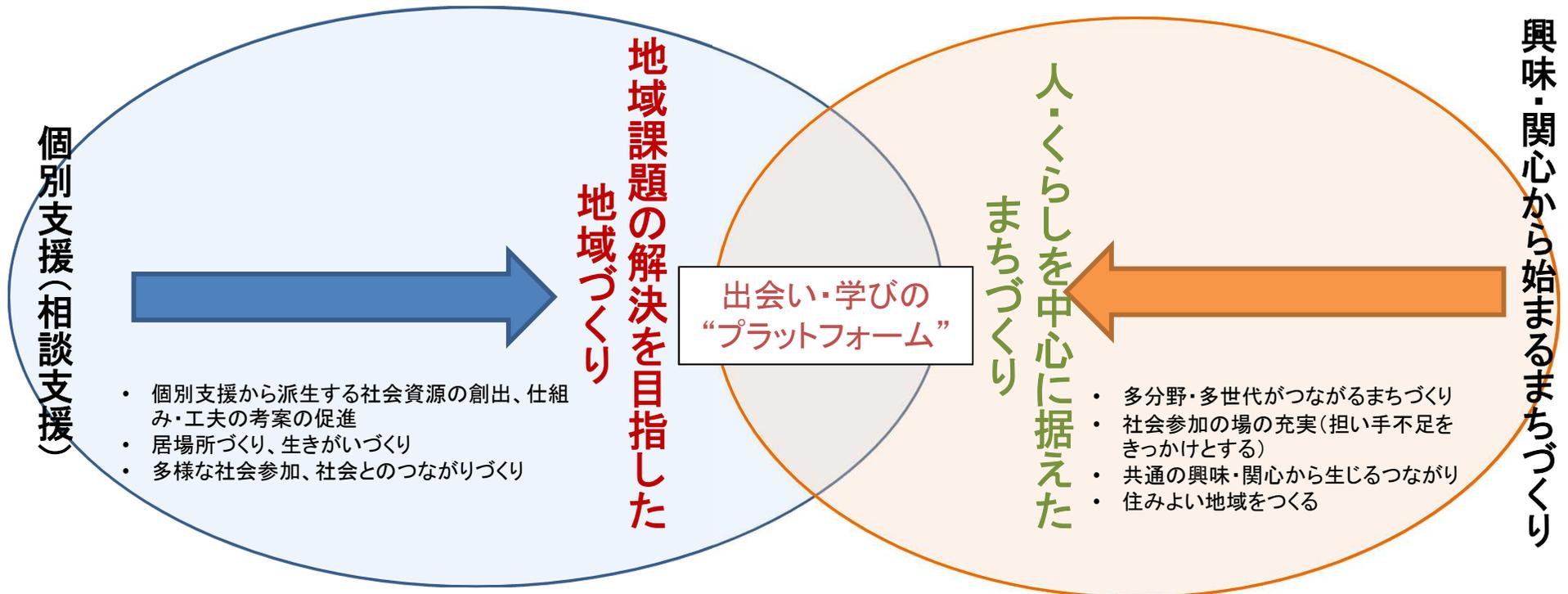
多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム

令和元年7月5日「第4回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料(一部改変)

- 地域の実践をみると、「自らの地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向けた願いのもと始まったまちづくり活動が、地域の様々な主体との交わりを深め、学ぶ中で、福祉（他者の幸せ）へのまなざしを得ていくダイナミズムがみえてきた。
- そして福祉分野の個別支援をきっかけとする地域づくりの実践に関しては、個人を地域につなげるための地域づくりから、地域における課題へ一般化し、地域住民を中心とした地域づくりに開いていくことで持続性を得ていく過程が見られている。
- 一見質の異なる活動同士も、活動が変化する中で“個人”や“暮らし”が関心の中心となった時に、活動同士が出会い、お互いから学び、多様な化学反応を起こす。そこから生まれた新たな活動が地域の新たな個性となり、地方創生につながることもある。
- このような化学反応はさまざまな実践においてみられており、今後の政策の視点として、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」をいかに作り出すか、という検討を行っていくことが求められている。

福祉サイドからのアプローチ

まちづくり・地域創生サイドからのアプローチ



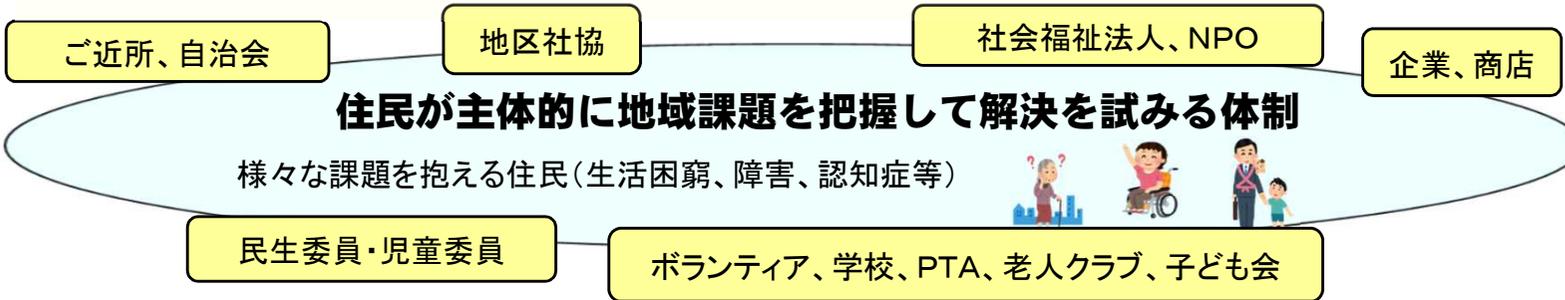
「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

平成31年度予算
平成30年度予算
平成29年度予算

28億円（200自治体）
26億円（150自治体）
20億円（100自治体）

(1) 地域力強化推進事業（補助率3/4）

○ 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援する。



地域における他分野
まちおこし、産業、
農林水産、土木、
防犯・防災、環境、
社会教育、交通、
都市計画

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援



[1] 地域福祉を推進するために必要な環境の整備(他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ)



[2] 地域の課題を包括的に受け止める場 (※)

※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

○ 市町村レベルにおいて「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業（補助率3/4）

○ 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。

相談支援包括化推進員
世帯全体の課題を的確に把握
多職種・多機関のネットワーク化の推進
相談支援包括化推進会議の開催等



新たな社会資源の創出
地域に不足する資源の検討

ニッポン一億総活躍プラン
(H28.6.2閣議決定)

小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制の推進。

住民に身近な圏域

市町村域等

令和元年度 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業実施予定自治体一覧表(208自治体)

都道府県名	市区町村名
北海道	釧路市
	京極町
	鷹栖町
	音威子府村
	津別町
	広尾町
	妹背牛町
青森県	札幌市
	青森県
	鱒ヶ沢町
	今別町
岩手県	蓬田村
	外ヶ浜町
	遠野市
	矢巾町
宮城県	岩泉町
	盛岡市
	石巻市
	東松島市
秋田県	涌谷町
	仙台市
	秋田県
	湯沢市
山形県	井川町
	大湯村
	天童市
福島県	山形市
	須賀川市
茨城県	郡山市
	土浦市
	ひたちなか市
	古河市
栃木県	那珂市
	東海村
	栃木県
	栃木市
	那須烏山市
	市貝町
群馬県	野木町
	高根沢町
	那珂川町
	群馬県
埼玉県	玉村町
	埼玉県
	狭山市
	草加市
	和光市
	日高市
千葉県	ふじみ野市
	鳩山町
	川島町
	松戸市
	木更津市
	八千代市
	鴨川市
浦安市	
芝山町	
千葉市	

都道府県名	市区町村名
東京都	東京都
	墨田区
	世田谷区
	杉並区
	江戸川区
	文京区
	中野区
	豊島区
	調布市
	日野市
	国分寺市
神奈川県	国立市
	狛江市
	八王子市
	藤沢市
新潟県	小田原市
	茅ヶ崎市
	新潟県
	佐渡市
富山県	胎内市
	村上市
	関川村
石川県	新潟市
	氷見市
福井県	富山市
	能美市
長野県	金沢市
	福井県
	坂井市
	越前市
	長野県
	伊那市
岐阜県	下諏訪町
	富士見町
	小布施町
	原村
静岡県	朝日村
	木島平村
愛知県	岐阜県
	関市
	吉田町
三重県	浜松市
	愛知県
	長久手市
	東浦町
	名古屋市
	岡崎市
滋賀県	豊田市
	伊勢市
	桑名市
	名張市
	亀山市
	鳥羽市
	いなべ市
伊賀市	
御浜町	

都道府県名	市区町村名
滋賀県	彦根市
	長浜市
	近江八幡市
	草津市
	高島市
	甲賀市
	野洲市
京都府	東近江市
	米原市
	竜王町
	長岡京市
	京田辺市
	精華町
	京都市
大阪府	池田市
	高石市
	阪南市
	大阪狭山市
	太子町
	大阪市
	豊中市
兵庫県	高槻市
	芦屋市
	宝塚市
	加東市
	たつの市
	明石市
	姫路市
奈良県	奈良県
	桜井市
	王寺町
	田原本町
和歌山県	和歌山県
	和歌山市
	鳥取県
鳥取県	米子市
	八頭町
	琴浦町
島根県	北栄町
	大田市
	松江市
岡山県	美作市
	岡山市
	倉敷市
広島県	大竹市
	広島市
山口県	呉市
	山口県
徳島県	宇部市
	長門市
香川県	徳島県
	宇多津町
高松市	琴平町
	高松市

都道府県名	市区町村名
愛媛県	愛媛県
	宇和島市
高知県	伊予市
	中土佐町
	佐川町
	黒潮町
福岡県	本山町
	高知市
	大牟田市
	八女市
	うきは市
	糸島市
	岡垣町
佐賀県	大刀洗町
	久留米市
長崎県	佐賀市
	佐々町
熊本県	長崎市
	大津町
	合志市
大分県	菊陽町
	大分県
	杵築市
	中津市
	竹田市
宮崎県	都城市
	小林市
	日向市
	門川町
	美郷町
鹿児島県	三股町
	高千穂町
	鹿児島県
	鹿屋市
	西之表市
	中種子町
和泊町	
瀬戸内町	
宇検村	

黄色は新規実施

ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン

平成19年度から平成21年度に取り組まれた厚生労働科学研究「思春期のひきこもりをもたらす精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究(主任研究者 齋藤万比古:国立国際医療研究センター国府台病院)」の研究成果として、この度「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」がまとめられた。

ポイント

○ひきこもりの定義 (6ページ)

・「様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学, 非常勤職を含む就労, 家庭外での交遊など)を回避し, 原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を指す現象概念」と定義(概ね従来通り)。
・なお、「ひきこもりは原則として統合失調症の陽性あるいは陰性症状に基づくひきこもり状態とは一線を画した非精神病性の現象とするが、実際には確定診断がなされる前の統合失調症が含まれている可能性は低いことに留意すべき」としている。

○ひきこもりの子どもや青年の数 (8ページ)

・現在のところ最も信頼性の高い調査(※)によると、現在ひきこもり状態にある子どものいる世帯は、全国で約26万世帯と推計。
※ 厚生労働科学研究「こころの健康についての疫学調査に関する研究」(主任研究者:川上憲人)

○ひきこもりの長期化を防ぐための視点 (12ページ)

・当事者の来談・受診をできるだけ早く実現することが重要であり、支援機関には以下の視点が必要。

1. 身近な地域にあるひきこもりに対する支援機関を、普段から住民向けに広く周知しておくこと。
2. 家庭への訪問を行うアウトリーチ型支援を、タイミングよく開始すること。
3. 家族がひきこもりの本人に来談・受診を説明しやすくなるようなアドバイス、ガイダンスを継続すること。

○ひきこもりの評価 (13ページから)

・適切な評価が行われるためには以下の要素が重要。

1. 長期的な関与を続けながら情報を蓄積すること。
2. 精神障害の有無について(気分障害、統合失調症、発達障害など)判断すること。

○ひきこもりに対する支援(25ページから) (参考資料1に要点を抜粋)

・地域連携ネットワークを構築し、訪問支援(アウトリーチ型支援)も用いながら、支援段階にあわせて家族や当事者への支援を実施。

本ガイドラインの普及について

- ・各自治体の精神保健福祉センター、ひきこもり地域支援センター、地域若者サポートステーション等の専門機関の職員向けに、「ガイドラインの配布」「思春期精神保健対策専門研修」等を実施。
- ・当事者やご家族、ひきこもりの支援を知りたい方向けに、厚生労働省ホームページにおいて公開。

http://www.ncgmkohndai.go.jp/pdf/jidouseishin/22ncgm_hikikomori.pdf

(参考資料1)

ひきこもりに対する支援の要点(ガイドラインからの抜粋)

(1)ひきこもり支援の多次元モデル (25ページ)

○ひきこもりの支援は、当事者とその周囲の状況の全体的な評価に基づいて組み立てられるべき。
第一の次元: 背景にある精神障害に特異的な支援
第二の次元: 家族を含むストレスの強い環境の修正や支援機関の掘り起こしなど環境の条件の改善
第三の次元: ひきこもりが意味する思春期の自立過程の挫折に対する支援

(2)地域連携ネットワークによる支援 (26ページから)

○ひきこもり支援は教育、保健、福祉、医療などの複数の専門機関による多面的な支援が必要。

(3)家族への支援 (35ページから) (参考資料2の図を参照)

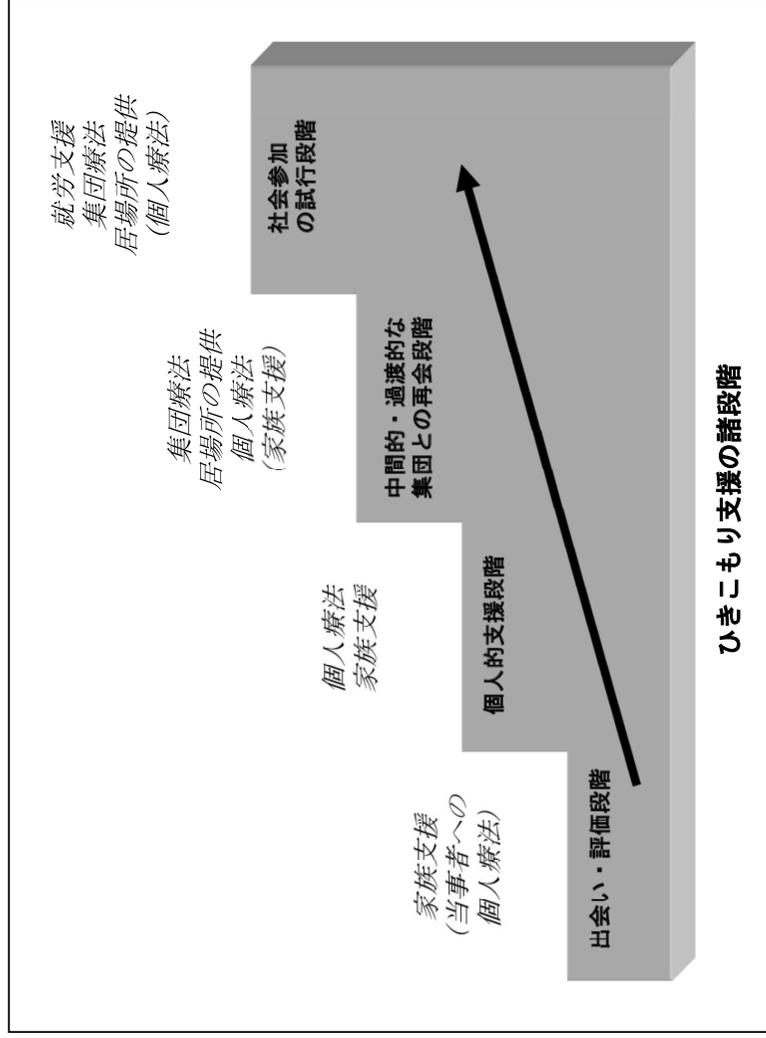
- ・当事者が単身で相談に来る場合はともかく、未成年の不登校・ひきこもり事例、家族につれられてやってくる成人のひきこもり事例、家族だけしか相談に来ない事例では、支援は第一段階である家族支援段階から開始し、順を追って当事者が中心の支援段階へと進んでいく。
- ・家族が支援者から共感され受容される体験を持つことは、家庭における当事者への家族の姿勢に好ましい影響を与えることにつながる。

(4)当事者への支援 (41ページから) (参考資料2の図を参照)

- ・多くは家族のみの来談による家族支援から始まり、ある時点で来談型あるいはアウトリーチ型の当事者に対する支援が始まるという経過をたどる。
- ・当事者と支援者の直接的な面談が始まったら、まずは支持的で受容的な面談を開始すべき。
- ・個人療法的な面談では得られない同年代集団との活動を経験した当事者の中から、より明確に就労を目的とした集団活動を求める当事者が現われるので、就労支援機関につなげる。
- ・ひきこもりという現象それ自体が薬物療法の対象であるとはとらえるのではなく、背景に存在する精神障害の正確な診断に基づいて、重症度や有効性の評価を行ったうえで、薬物療法の開始を決定すべき。

(5)訪問支援:アウトリーチ型支援 (53ページから)

- ・不登校やひきこもりの支援では、当事者が相談や治療場面に向向くことが難しい場合が多いこと、あるいは相談や受診に踏み切れない当事者に対する一歩踏み込んだ介入が必要な場合があることから、家庭訪問を中心とするアウトリーチ型の支援が有効な支援法の一つとして期待される。
- ・訪問支援のタイミングを慎重に考慮し、訪問実施前の準備段階で、①情報の収集と関係づくり、②達成目標の明確化、③家族や当事者への事前連絡、④適切な訪問のセッティング、⑤関係機関との情報交換、を検討すべき。
- ・当事者が訪問を拒否しており、家族を対象とした訪問を行っている場合でも、当事者は支援者に強い関心を持っているはずであり、当事者の存在を意識し、当事者の本当の気持ちを尊重する姿勢で臨む。
- ・訪問支援(アウトリーチ型支援)がめざすゴールは、精神科医療や社会活動への可能性を拡げるための社会資源につながること。



生活状況に関する調査 概要

1 調査の概要

(1) 調査対象

母集団：全国の市区町村に居住する満40歳から満64歳までの者
 標本数：本人5,000人と同居する成人

(2) 調査時期

平成30年12月7日～12月24日

(3) 標本抽出方法

地点数：199市区町村 200地点（1地点25人）
 抽出方法：層化二段無作為抽出法

(4) 回収結果

有効回収数（率）：本人3,248人（65.0%） 同居者2,812人

2 用語の定義

(1) 広義のひきこもり群

本人票「ふだんどのくらい外出しますか」の間に、下記5～8のいずれかと回答し、かつ、その状態となつて6か月以上経つと回答した者

- 5. 趣味の用事のみだけ外出する
- 6. 近所のコンビニなどには出かける
- 7. 自室からは出るが、家からは出ない
- 8. 自室からほとんど出ない

ただし、次の者を除く。

- ア) 自営業・自由業を含め、現在、何らかの仕事をしていると回答した者
- イ) 身体的な病気がきっかけで現在の状態になったと回答した者
- ウ) 現在の状況を専業主婦・主夫、家事手伝いと回答したか、現在の状態になったきっかけを妊娠、介護・看護、出産・育児と回答した者のうち、最近6か月間に家族以外の人とよく会話し、ときどき会話したと回答した者

(2) 過去に広義のひきこもり群であったと思われる人の群

本人票「あなたは今までに6か月以上連続して、以下のような状態になったことはありますか」の間に、下記の1～4のいずれかと回答した者。

- 1. 趣味の用事のみだけ外出する
- 2. 近所のコンビニなどには出かける
- 3. 自室からは出るが、家からは出ない
- 4. 自室からほとんど出ない

ただし、次の者を除く。

- ア) 身体的な病気又は自宅での就業・就労がきっかけで現在の状態になったと回答した者
- イ) 本人が上記で1と回答し、かつ同居者が「1～4のような状態に6か月以上連続してなったことはない」と回答した者

3 調査の主な結果

(1) 広義のひきこもり群の出現率及び推計数

今回の調査結果における広義のひきこもり群の出現率は1.45%であり、推計数は61.3万人である。

※ 調査対象である満40歳から満64歳までの人口は、4,235万人

	該当人数(人)	有効回収数に占める割合(%)	全国の推計数(注1) (万人)	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のみだけ外出する	19	0.58	24.8	準ひきこもり群 24.8万人
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	21	0.65	27.4	
自室からは出るが、家からは出ない 又は 自室からほとんど出ない	7	0.22	9.1	狭義のひきこもり群 36.5万人
計	47	1.45	61.3	
				広義のひきこもり群 61.3万人

(注1) 総務省「人口推計」(平成30年)によると、40～64歳人口は4,235万人であることから、全国の推計数は、有効回収数に占める割合(%)×4,235万人=全国の推計数(万人)となる。

(注2) 該当人数47人のうち、現在の状況を専業主婦・主夫、家事手伝いと回答したか、現在の状態になったきっかけを妊娠、介護・看護、出産・育児と回答した者は11人であった(平成27年度調査(満15歳から満39歳までが対象)では、上記の者は広義のひきこもり群から除外している。)

<参考：平成27年度調査(満15歳から満39歳までが対象)における広義のひきこもり群の出現率及び推計数>

平成27年度の調査結果における広義のひきこもり群の出現率は1.57%であり、推計数は54.1万人である。

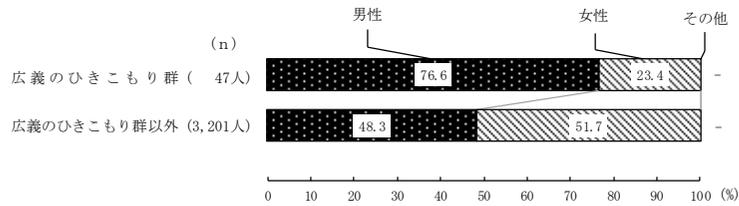
※ 平成27年度調査時の調査対象である満15歳から満39歳までの人口は、3,445万人

	該当人数(人)	有効回収数に占める割合(%)	全国の推計数(注2) (万人)	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のみだけ外出する	33	1.06	36.5	準ひきこもり群 36.5万人
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	11	0.35	12.1	
自室からは出るが、家からは出ない 又は 自室からほとんど出ない	5	0.16	5.5	狭義のひきこもり群 17.6万人
計	49	1.57	54.1	
				広義のひきこもり群 54.1万人

(注3) 総務省「人口推計」(平成27年)によると、15～39歳人口は3,445万人であることから、全国の推計数は、有効回収数に占める割合(%)×3,445万人=全国の推計数(万人)となる。

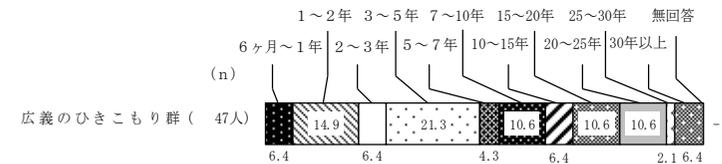
(2) 性別 (Q1)

広義のひきこもり群では、男性が4分の3以上を占める。



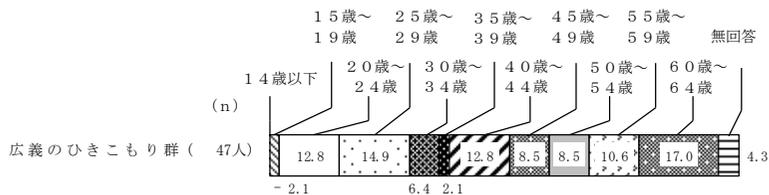
(3) ひきこもりの状態になってからの期間 (Q20)

ひきこもりの状態になってからの期間は、3～5年の者の割合が約21%と最も高く、7年以上の者が約5割。



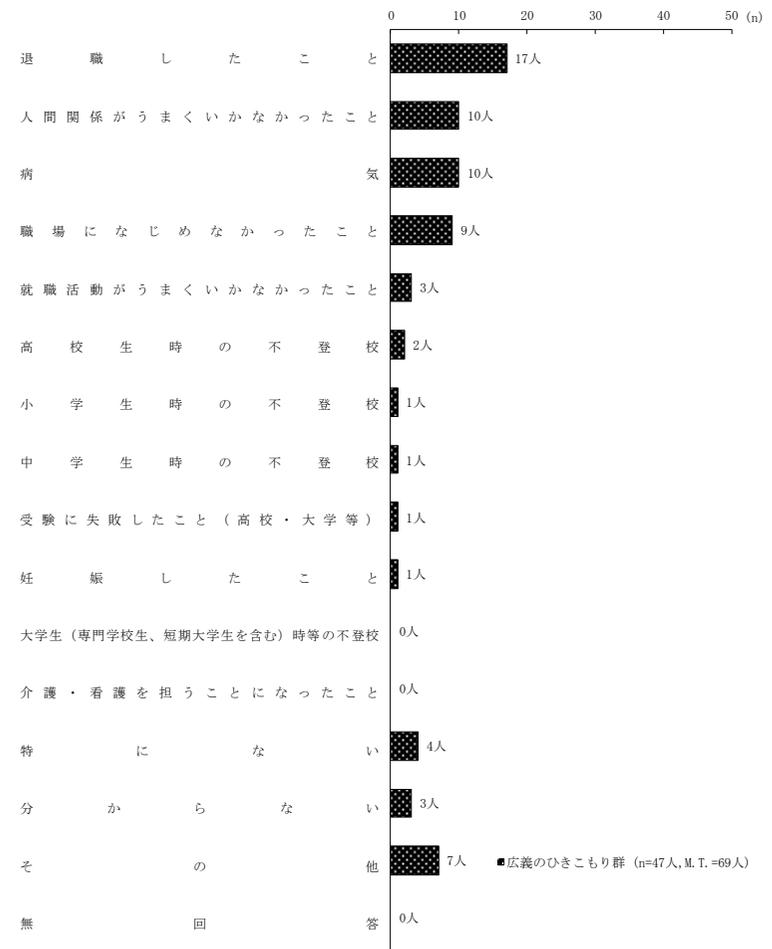
(4) 初めてひきこもりの状態になった年齢 (Q21)

初めてひきこもりの状態になった年齢は、30歳台の者の割合が若干低いものの、全年齢層に大きな偏りなく分布している。



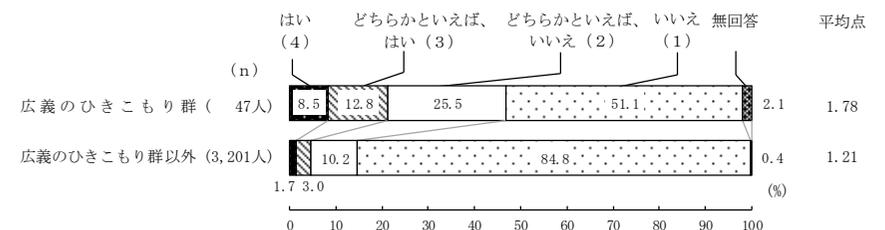
(5) ひきこもりの状態になったきっかけ (Q23)

ひきこもりの状態になったきっかけは、「退職したこと」、「人間関係がうまくいかなかったこと」、「病気」、「職場になじめなかったこと」をあげた者が多い。



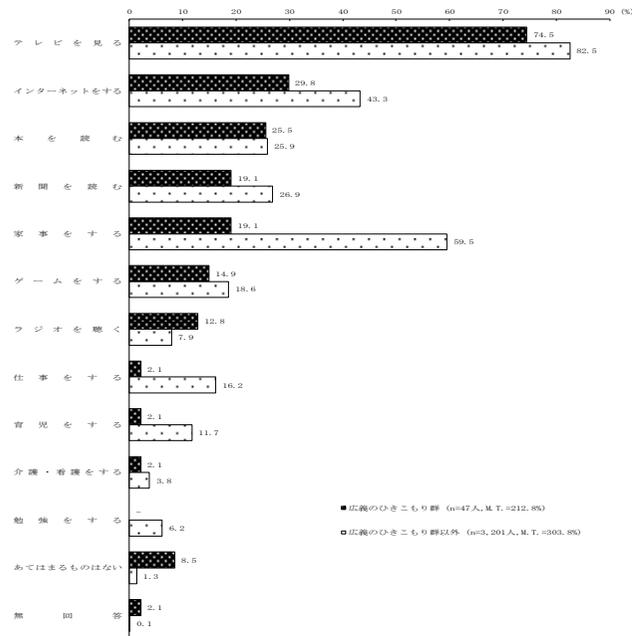
(6) ふだんの生活態度について、昼夜逆転の生活をしている (Q37)

広義のひきこもり群では、昼夜逆転の生活をしている者の割合が高い傾向がある。



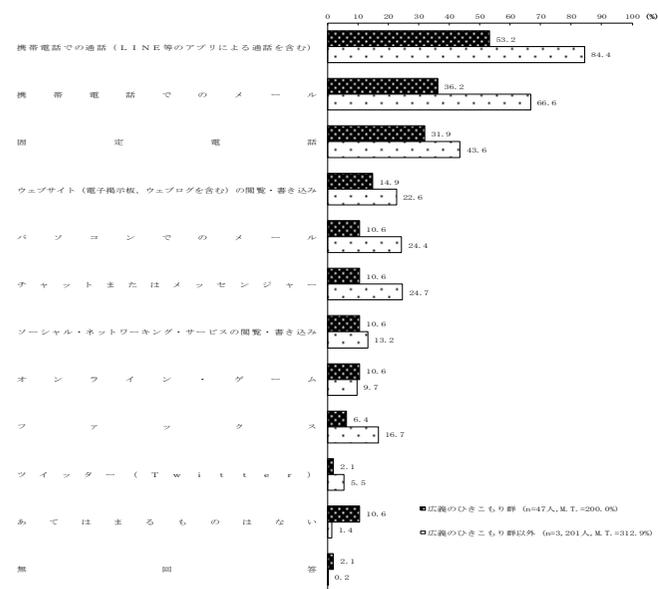
(7) ふだん自宅でよくしていること (Q17)

広義のひきこもり群以外と比較して、「ラジオを聴く」をあげた者の割合は、広義のひきこもり群の方が高いが、「テレビを見る」、「インターネットをする」などをあげた者の割合は、広義のひきこもり群の方が低い。



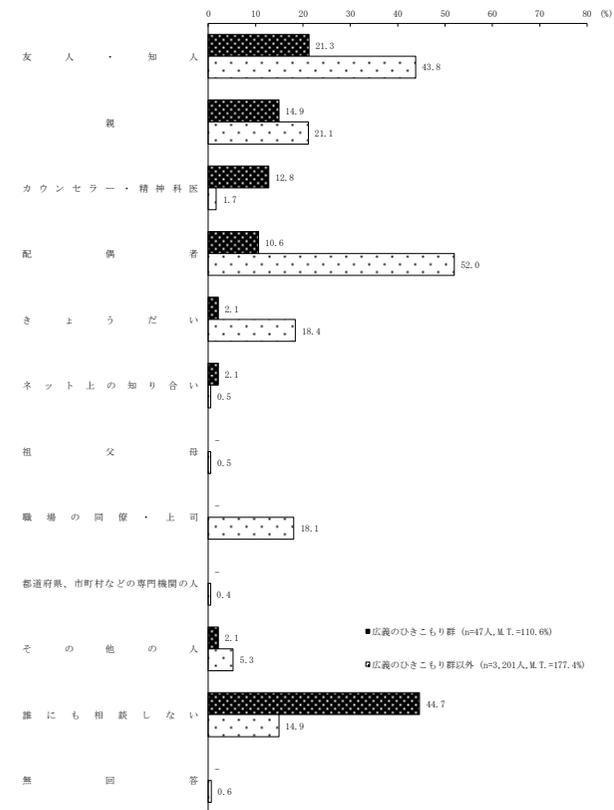
(8) 通信手段でふだん利用しているもの (Q18)

広義のひきこもり群以外と比較して、「オンライン・ゲーム」以外の通信手段をふだん利用している者の割合は、広義のひきこもり群の方が低い。



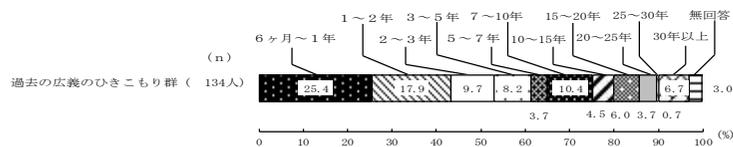
(9) ふだん悩み事を相談する相手 (Q40)

広義のひきこもり群以外と比較して、広義のひきこもり群では、「配偶者」、「友人・知人」と回答した者の割合が低い。また、広義のひきこもり群では、4割以上の者が「誰にも相談しない」と回答している。



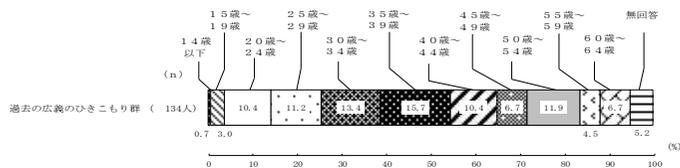
(10-1) 過去にひきこもりの状態であった期間 (Q3 1)

過去にひきこもり状態であったと思われる期間は、6ヶ月以上1年未満の者の割合が約25%と最も高く、3年未満の者の割合が5割以上を占める。



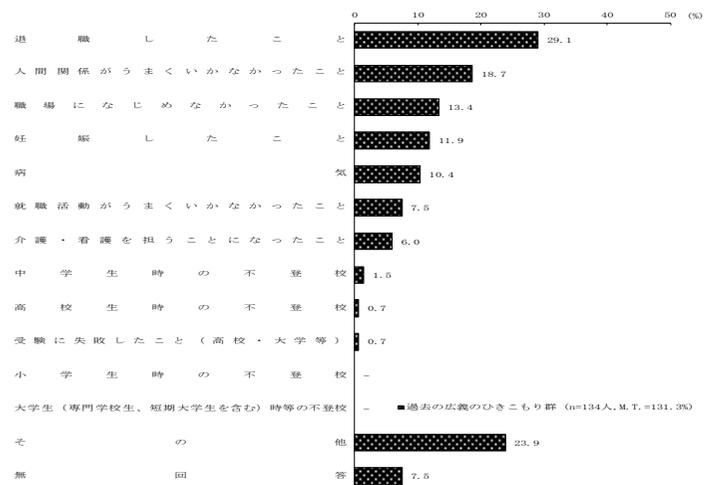
(10-2) 過去に初めてひきこもりの状態になった年齢 (Q3 2)

過去に初めてひきこもりの状態になった年齢は、全年齢層に大きな偏りなく分布している。



(10-3) 過去にひきこもりの状態になったきっかけ (Q3 3)

過去にひきこもりの状態になったきっかけとして割合が高かったのは、「退職したこと」、「人間関係がうまくいかなかったこと」、「職場になじめなかったこと」、「妊娠したこと」、「病気」の順となっている。



(10-4) ひきこもりの状態ではなくなったきっかけや役立ったこと (Q3 4)

<回答抜粋>

- ・粘り強く職安で自分が出来そうな仕事を探したからだと思う。
- ・気にしてくれる家族、友だちが、ときどき声をかけてくれたこと。
- ・病院のデイケア
- ・社会と関わりたいと思った。毎日が退屈に感じた。
- ・特にない。自然と。
- ・友達に趣味に誘われて出かけるようになりました。

厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン

I. 背景・趣旨

- 平成 18 年以降のフリーター・ニート等を対象とした再チャレンジ施策や、経済環境の変化等により、就職氷河期世代¹に概ね該当する現時点で 35 歳～44 歳の層の就業状況は、10 年前（当時 25 歳～34 歳）と比べ、フリーター等の数は約 36 万人の減少、無業者数は概ね横ばいとなっている。（他の世代と同水準）²
- 一方、引き続き不安定な就労、無業の状態にある方も一定数おり、そのような方については、
 - ・学卒時に不安定な就労、無業に移行したことや、就職できても本来の希望業種・企業以外での就職を余儀なくされたことによる早期離職等により、概して能力開発機会が少なく、企業に評価される職務経歴も積めていない。
 - ・また、加齢（特に 35 歳以降）に伴い企業側の人事・採用慣行等により、安定した職業に転職する機会が制約されやすい。
 - ・不安定な就労状態にあるため、収入が低く、将来にわたる生活基盤やセーフティネットが脆弱。といった課題を抱えられていると考えられる。
- 就職氷河期世代は、その就職期が、たまたまバブル崩壊後の厳しい経済状況にあったが故に、個々人の意思等によらず、未就職、不安定就労等を余儀なくされ、引き続きその影響を受けている方々であり、政府としてその活躍に向けて支援していく必要がある。

II. 就職氷河期世代の活躍促進に向けた取組

- 上記のような現状認識を踏まえ、政府として就職氷河期世代の方々の活躍の場を更に広げるための 3 年間の集中プログラムをこの夏までにとりまとめることとしているが、厚生労働省としては、以下のような施策を実施することにより、就職・正社員化の実現、多様な社会参加の実現につなげる。主要事項は次のとおり。

1. 地域ごとのプラットフォームの形成・活用

(1) 都道府県レベルのプラットフォームを活用した社会機運の醸成【新規】

都道府県労働局、都道府県、市町村、各省地方機関、ポリテクセンター、経済団体、（人手不足）業界団体、金融機関等からなる、各界一体となって就職氷河期世代の活躍の促進を図る都道府県レベルのプラットフォームを構築し、

- ・都道府県ごとの事業実施計画・KPI の設定・進捗管理
- ・就職氷河期世代に対する採用・処遇改善や社会参加への支援に関する機運醸成
- ・行政支援策等の周知
- ・経済団体から参加企業に対する、就職氷河期世代を対象とした求人募集や就職面接会等への積極的参加の呼びかけ等の取組を実施する。

(2) 福祉と就労をつなぐ地域レベルのプラットフォームの整備による就職・社会参加の実現【新規】

自立相談支援機関、地域若者サポートステーション（サポステ）、ハローワーク、経済団体、ひきこもり地域支援センター、ひきこもり家族会等からなる市町村レベルのプラットフォームを整備し、

- ・地域支援協議会の運営
- ・地域資源やニーズの把握
- ・関係機関の相互リファーによる対象者の適切な支援への誘導

等により、福祉と就職を切れ目なくつなぎ、支援対象者の就職・社会参加を実現する。その際、職場見学、職場実習等の円滑な実施に向けた中小企業等の協力が得られるよう、配慮する。

2. 就職氷河期世代、一人ひとりにつながる積極的な広報【新規】

就職氷河期世代には、これまで不安定な就労を繰り返しており、自己評価が低い傾向にあることや、安定就労に向けてスキルアップや転職活動を行う時間的・経済的・心理的余裕がないことから、就労・正社員化に向けた具体的な行動を起こせずにいる方々、そもそも、就労や正社員を目指すこと自体をあきらめている方々が一定数存在すると考えられる。そこで、御本人や、その御家族、関係者に対して、「安定就職・社会参加の途を社会全体で用意・応援しています。」ということを効果的に伝えるため、関係省庁・経済団体との連携、地域ごとのプラットフォームの活用などのあらゆるルートを通じた戦略的な広報を展開する。

3. 対象者の個別の状況に応じたきめ細やかな各種事業の展開等

就職氷河期世代には、就業状態等に応じ、①不安定な就労状態にある方、②長期にわたり無業の状態にある方、③社会参加に向けた支援を必要とする方等がいるが、就職や社会参加に向け抱える課題は、極めて個別的で多様である。

このことを前提に、上記 2 の広報活動等により活用可能な支援メニューを発信し、1 (2) のプラットフォームの下で、課題・支援ニーズの的確な見立てや、ふさわしいプログラムに誘導するアウトリーチ型の支援体制を整備した上で、以下の支援プログラムを効果的、きめ細かく組み合わせ、展開を図る。

¹ 概ね 1993（平成 5）年～2004（平成 16）年に学校卒業期を迎えた世代を指す。2019 年 4 月現在、大卒で概ね 37～48 歳、高卒で概ね 33 歳～44 歳に至る。

² なお、この世代の不本意非正規の割合（平成 30 年）は、14.1%となっている（全体：12.8%）。不本意非正規については、ハローワークにおける正社員就職の実現、無期転換ルールの周知やキャリアアップ助成金の活用、同一労働同一賃金の円滑な施行を通じた待遇改善などに取り組んでいる。

【安定就職に向けた支援プログラム（不安定な就労状態にある方などの活用を想定）】

（１）民間事業者のノウハウを活かした不安定就労者の就職支援【新規】

特に不安定な就労状態にある方の多い地域において、成果連動型の民間委託により不安定な就労状態にある方の教育訓練、職場実習等を行い、安定就職につなげる事業の創設を検討する。

（２）ハローワークに専門窓口を設置、担当者によるチーム支援を実施【新規】

不安定な就労状態にある方一人ひとりが置かれている複雑な課題・状況を踏まえ、専門担当者によるチームを結成し、求職者とともに個別の支援計画を作成、同計画に基づき、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、必要な能力開発施策へのあっせん、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援などを計画的かつ総合的に実施する。

（３）業界団体等と連携し、短期間で取得でき、安定就労に有効な資格等の習得を支援【新規・拡充】

就職氷河期世代の方向けの「短期資格等習得コース（仮称）」を創設し、短期間で取得でき、安定就労につながる資格等（例、運輸・建設関係）の習得を支援するため、人材ニーズの高い業界団体等に委託し、訓練と職場体験等を組み合わせ、正社員就職を支援する出口一体型の訓練を行う。

また、主に雇用保険を受給できない方を対象に行っている訓練（求職者支援訓練）のうち、実践的な技能等を習得の上、就職に直結する資格等を取得できる訓練コースについては、訓練期間の下限（３月以上）の緩和を行う。

（４）働きながらも無料で受講可能な訓練の提供【新規・拡充】

「短期資格等習得コース（仮称）」において、求職中の非正規雇用労働者の方が働きながら受講しやすい夜間、土日やeラーニング等の訓練を提供する。

また、雇用保険の被保険者になれていないマルチジョブホルダー・非正規雇用労働者などが在職中の方であっても、資格取得などによる安定就労の実現を可能とするため、求職者支援訓練においてこれらの者を対象とした柔軟なコース設定が可能となるよう１日当たりの訓練時間の下限（原則５時間以上）の緩和等を行う。

（５）就職氷河期世代に特化した求人の開拓、マッチング、助成金の活用促進【新規・拡充】

「特定求職者雇用開発助成金（安定雇用実現コース）」を活用し、今後も就職氷河期世代（助成金の対象労働者）の正社員就職を促進すべく、以下の取組を進める。

- ・就職氷河期世代限定求人の開拓、確保
- ・就職氷河期世代限定面接会の開催
- ・人手不足業種との職場見学会付き面接会の開催 等

また、都道府県レベルのプラットフォームを通じて、経済団体の傘下企業に対して、上記求人の確保、面接会の参加の呼びかけを行う。

助成金の対象者要件等について、より積極的な活用を促進する観点から見直しを行う。

（６）職場での実務を通じて適性や能力を搾り合わせる機会、座学と実務による訓練機会の提供【継続・拡充】

安定的な就職が困難な求職者に対し、一定期間試行雇用する事業主を助成することにより、その適性や業務遂行可能性の見極めなど、求職者と求人者の相互理解を促進し、早期就職等に結びつける機能を担っているトライアル雇用助成金について、今後、より有効に制度の活用促進を図るための周知徹底に取り組む。

企業内での実務(OJT)と教育訓練機関等での座学(Off-JT)を組み合わせた実践的な訓練(雇用型訓練)を実施する事業主に対して、人材開発支援助成金により訓練経費及び賃金の一部を助成しているところであり、事業主がより柔軟に対応できる訓練の実施を促進するため、支給要件の緩和を行う。

【就職実現に向けた基盤整備に資するプログラム（長期にわたり無業の状態にある方などの活用を想定）】

（７）地域若者サポートステーションの取組強化【新規・拡充】

就職氷河期世代で長期にわたり無業の状態にある方が直面する、就職、職業的自立の実現に向けた困難さや複合的な課題を踏まえ、これまで概ね40歳未満の若年無業者等の自立支援拠点として実績を上げてきた地域若者サポートステーションの専門知見を積極的に活用し、「入口」での福祉施策とのワンストップ型・アウトリーチ型の組合せにより支援対象者を把握し、働きかけ、支援する体制を全国的に整備する。また、「出口」でのハローワーク就職支援・訓練プログラム、企業との連携強化を図ることで、就職・正社員化等の職業的自立につながる働き方の実現を強力に推進する（サポステ・プラス(愛称)）。

【社会参加実現に向けたプログラム】

（８）支援が必要なすべての方に支援を届ける体制の強化【新規・拡充】

「情報のアウトリーチ」として支援が必要な方の手元に必要な情報が届くよう、施策や相談窓口の周知・広報を地域レベルで推進し、そのための環境整備として広報素材の提供や自治体の好事例の展開を行う。

より身近な場所で相談を着実に受け止め適切な支援ができるよう、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関（市域に設置）を入口とする相談支援体制を構築するとともに、それをひきこもり地域支援センター（県域に設置）がより強固にバックアップする。

社会参加の場の充実として、生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業について、就労のみならず居場所づくりなど幅広い社会参加を支援する機能を明確化するとともに、多様な形態での広域実施の推進を図るなど全対象自治体での実施を促進する。また、「ひきこもりサポート事業」の充実を図り、幅広い年齢層を対象とする居場所づくりを推進する。

（９）地域共生社会の実現【新規・拡充】

8050 問題など、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよ

う、市町村の包括的な支援体制づくりを支援するモデル事業を推進する。

更に、「断らない」相談支援体制の整備や地域における伴走体制の確保など、新たな制度の創設を含め、包括的な支援体制の構築のための方策を検討するとともに、居場所を含む多様な地域活動の促進を図る。

【関連施策】

(10) 短時間労働者等への社会保険の適用拡大【拡充】

社会保険の適用拡大は、就労支援や職業的自立の促進等とあいまって、様々な形態で就労したことが医療や年金等の保障の確保につながり、就職氷河期世代の不安定な就労、無業の状態にある方の自立支援にも重要な役割を果たすことも踏まえ、次期年金制度改正に向けて短時間労働者等への更なる適用拡大を検討する。

第1章 現下の日本経済

2. 今後の経済財政運営

(3) 所得向上策の推進

① 就職氷河期世代支援プログラム

(基本認識)

いわゆる就職氷河期世代は、現在、30代半ばから40代半ばに至っているが、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、その中には、希望する就職ができず、新卒一括採用をはじめとした流動性に乏しい雇用慣行が続いてきたこともあり、現在も、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している者がいる。

全ての世代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できる環境整備を進める中で、これら就職氷河期世代への本格的支援プログラムを政府を挙げて、また民間ノウハウを最大限活用して進めることとした。就職氷河期世代が抱える固有の課題（希望する就業とのギャップ、実社会での経験不足、年齢の上昇等）¹や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援により、正規雇用化をはじめとして、同世代の活躍の場を更に広げられるよう、地域ごとに対象者を把握した上で、具体的な数値目標を立てて3年間で集中的に取り組む。

支援対象としては、正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く者（少なくとも50万人²）、就業を希望しながら、様々な事情により就職活動をしていない長期無業者、社会とのつながりを作り、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者など、100万人程度と見込む。この3年間の取組により、これらの者に対し、現状よりも良い処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、同世代の正規雇用者については、30万人増やすことを目指す。

社会との新たなつながりを作り、本人に合った形での社会参加も支援するため、社会参加支援が先進的な地域の取組の横展開を図っていく。個々人の状況によっては、息の長い継続的な支援を行う必要があることに留意しながら、まずは、本プログラムの期間内に、各都道府県等において、支援対象者が存在する基礎自治体の協力を得て、対象者の実態やニーズを明らかにし、その結果に基づき必要な人に支援が届く体制を構築することを目指す。

¹ この結果、無業者、不安定就労者が多く、他の世代と比較して転職経験者の比率が高くなっている。

² 中心層の35～44歳で、現職の雇用形態（非正規雇用）についた主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した者（総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」（平成30年（2018年）平均））。このほか、潜在的な正規雇用希望者も想定され、本プログラムの支援対象者に含まれる。

(施策の方向性)

(i) 相談、教育訓練から就職まで切れ目のない支援

○きめ細かな伴走支援型の就職相談体制の確立

SNS、政府広報、民間ノウハウ等も活用し、本プログラムによる新たな支援策の周知徹底を図り、できるだけ多くの支援対象者が相談窓口を利用する流れをつくる。

ハローワークに専門窓口を設置し、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練の助言、求人開拓等の各専門担当者のチーム制によるきめ細かな伴走型支援を実施するとともに、専門ノウハウを有する民間事業者による対応、大学などのリカレント教育の場を活用した就職相談の機会を提供する。

地方自治体の無料職業紹介事業を活用したきめ細かなマッチングの仕組みを横展開する。

○受けやすく、即効性のあるリカレント教育の確立

仕事や子育て等を続けながら受講でき、正規雇用化に有効な資格取得等に資するプログラムや、短期間での資格取得と職場実習等を組み合わせた「出口一体型」のプログラム、人手不足業種等の企業や地域のニーズを踏まえた実践的な人材育成プログラム等を整備する。「出口一体型」のプログラムや民間ノウハウを活用した教育訓練・職場実習を職業訓練受講給付金の給付対象とし、安心して受講できるように支援する。

○採用企業側の受入機会の増加につながる環境整備

採用選考を兼ねた「社会人インターンシップ」の実施を推進する。
各種助成金の見直し等により企業のインセンティブを強化する。

採用企業や活躍する個人、農業分野などにおける中間就労の場の提供等を行う中間支援の好事例を横展開する。

○民間ノウハウの活用

最近では、転職、再就職を求める人材の民間事業者への登録、民間事業者による就職相談や仕事の斡旋の事例が増加している。就職相談、教育訓練・職場実習、採用・定着の全段階について、専門ノウハウを有する民間事業者に対し、成果に連動する業務委託を行い、ハローワーク等による取組と車の両輪で、必要な財源を確保し、本プログラムの取組を加速させる。

(ii) 個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援

○アウトリーチの展開

受け身ではなく能動的に潜在的な支援対象者に丁寧に働きかけ、支援の情報を本人・家族の手元に確実に届けるとともに、本人・家族の状況に合わせた息の長い継続的な伴走支援を行う。このため、地域若者サポートステーションや生活困窮者相談支援機

関のアウトリーチ機能を強化し、関係機関の連携を進める。

○支援の輪の拡大

断らない相談支援など複合課題に対応できる包括支援や多様な地域活動を促進するとともに、ひきこもり経験者の参画やNPOの活用を通じて、当事者に寄り添った支援を行う。

以上の施策に併せて、地方経済圏での人材ニーズと新たな活躍の場を求める人材プールのマッチングなどの仕組みづくりやテレワーク、副業・兼業の拡大、柔軟で多様な働き方の推進により、地方への人の流れをつくり、地方における雇用機会の創出を促す施策の積極的活用を進める。

就職氷河期世代等の支援に社会全体で取り組む気運を醸成し、支援の実効性を高めるための官民協働スキームとして、関係者で構成するプラットフォームを形成・活用するとともに、本プログラムに基づく取組について、様々なルートを通じ、一人一人につながる戦略的な広報を展開する。

短時間労働者に対する年金などの保障を厚くする観点から、被用者保険（年金・医療）の適用拡大を進めていく。

速やかに、実効ある施策の実施に必要な体制を内閣官房に整備し、定期的に施策の進捗状況を確認し、加速する。

（7）暮らしの安全・安心

⑤ 共助・共生社会づくり

（共生社会づくり）

全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する。

地縁・血縁による助け合い機能が低下する中、複合化・複雑化した生活課題への対応のため、断らない相談支援などの包括支援や多様な地域活動の普及・促進について、新たな制度の創設の検討を含め、取組を強化する。

社援地発0614第1号
令和元年6月14日

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（公 印 省 略）

ひきこもりの状態にある方やその家族から相談があった際の
自立相談支援機関における対応について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

生活困窮者自立支援制度においては、平成27年の施行当初から、複合的な課題を抱える方を広く対象として、就労支援のみならず、家計支援や住まいの確保など個々の生活困窮者やその世帯の状況に応じた包括的な相談支援の実践を展開することにより、いわば「断らない相談支援」を実践していただいている。

こうした生活困窮者自立支援の実践を踏まえ、昨年改正された生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）の生活困窮者の定義規定において、本人が経済的な困窮に至る背景事情として、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情」を入念的に規定し、関係者間においてその状態像の共有を進めることで、早期的・予防的な観点からの支援を含め、適切かつ効果的な支援の展開につなげていくこととしている。

そうした中、内閣府の調査（生活状況に関する調査（平成30年度））結果において、40歳以上64歳以下の広義のひきこもり状態にある者が約61万人（推計）に上り、ひきこもり状態となって7年以上が経つ者の割合が約50%という状況にあることが示された。これまでの調査においては、15歳以上39歳以下のひきこもりの状態にある者の数が示されていたところであるが、今回の調査結果では、中高年のひきこもりの状態にある方の存在やひきこもりの状態にある期間の長期化が明らかとなった。また、ひきこもりを巡り様々な報道が行われており、支援者団体に対しひきこもりに関する相談が増加しているとの指摘もある。

昨年改正した法に基づく生活困窮者の定義において、経済的な困窮に至る背景事情として「地域社会との関係性」を規定しているが、これについては、地域社会からの孤立の視点も含め地域社会との関係性の状況（希薄化等）を意味しており、その態様の一つとしてひきこもり状態も含まれている。

今般、下記のとおり、ひきこもりの状態にある方やその家族からの相談があった際の自立相談支援機関における対応について、ひきこもりの状態にある方等の特性を踏まえた相談支援にあたっての基本的な姿勢及び留意事項を示すので、都道府県、指定都市、中核市におかれては、自立相談支援機関において、ひきこもりの状態にある方に対する丁寧な対応

を徹底いただくとともに、都道府県におかれては、管内自治体（指定都市・中核市を除く。）にも本通知を周知いただくようお願いする。

なお、同日付で当職より各都道府県及び指定都市ひきこもり支援担当部（局）長宛「ひきこもり地域支援センターによる生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関への積極的な支援について（社援地発0614第2号）」を发出しているのので、ご参照いただくとともに、ひきこもり地域支援センターとのより一層の連携を促進されたい。

記

1 ひきこもりの状態にある方やその家族の特性を踏まえた相談支援にあたっての基本的な姿勢

- ひきこもりの状態にある方については、地域や社会との関係性が希薄であるといった状況があり、対人関係の不安や自己表現の困難さといった特性、将来への不安感、自己喪失感や自己否定感を抱いている場合も少なくないため、そうした本人の複雑な状況や心情等を理解し、丁寧に寄り添う対応をしていく必要があること
- その際、ひきこもりの状態にある本人とその家族ともに、ひきこもりを経験した他者と出会い、悩みを吐露し共有することで、将来に対する不安感などが和らぎ得るため、ひきこもり当事者や経験者が行うピアサポートやひきこもりの家族会との連携を図っていくことも重要であること
- ひきこもりの状態にある方に関する相談については、本人が直接相談窓口に来ることもあるが、家族や親族など本人に身近な方が、本人の暮らしが変化するきっかけを求めて相談窓口に来ることも考えられることから、法における自立相談支援事業の定義にあるように、世帯全体を包括的に支援対象として捉える視点も必要であること
- ひきこもりの状態にある方に対する相談支援の際に欠かせない基本的な姿勢は、ひきこもりの状態にある方やその家族が相談窓口につながるまでの間、それぞれ悩みながら生きてこられた事実を重く受け止め、それまでの人生に最大の敬意を払い、本人やその家族の暮らしを変えたいという思いを何よりも尊重し、その心情に寄り添う一貫した姿勢が望まれること

2 ひきこもりの状態にある方やその家族の特性を踏まえた相談支援にあたっての留意事項

上記1の観点を十分に踏まえ、ひきこもりの状態にある方やその家族からの相談が寄せられた場合には、以下の点に留意の上、丁寧な対応を徹底いただきたい。

- 自立相談支援機関において、ひきこもりに関する相談が可能であることを、地域のネットワークを活用する等、各地域の実情に応じた方法により、改めて住民の方々に周知頂きたいこと
- 経済的困窮の状態が明らかでない場合であっても、身近な相談窓口としての自立相談支援機関において、ひきこもりの状態にある方やその家族等からの相談、関係機関からの相談を確実に受けとめていただくこと

- ・ ひきこもりの状態の背景となる多様な事情やそれぞれの心情に寄り添い、本人やその家族を中心とした支援を継続すること
- ・ 関係機関や地域とともに支援を進める中で、ひきこもりの状態にある方やその家族に関する情報を察知した場合には、必要に応じて訪問支援を行うこと
- ・ 上記支援等を進めるにあたっては、都道府県・指定都市が設置するひきこもり地域支援センターとの連絡体制を密にするなど関係機関や支援団体との連携による支援を徹底されたいこと（両者の連携については、「生活困窮者自立支援制度とひきこもり地域支援センター等との連携について」（平成 28 年 6 月 30 日付け社援地発 0630 第 1 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）も参照されたいこと）

以上

社援地発0614第2号
令和元年6月14日

都道府県
各 ひきこもり支援担当部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（公印省略）

ひきこもり地域支援センターによる生活困窮者自立支援制度の自立相談支援
機関への積極的な支援について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

ひきこもり状態にある方への社会参加に向けた支援については、平成21年度からひきこもり地域支援センターの整備を進め、ひきこもりに特化した第一次相談窓口として相談支援を実施するとともに、加えて、平成27年度からは、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関を中心に、経済的困窮のみならず様々な課題を複合的に抱えている方に対して、「断らない相談支援」として包括的な相談支援を実施し、重層的に対応してきたところ。

ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携については、「生活困窮者自立支援制度とひきこもり地域支援センター等との連携について」（平成28年6月30日社援地発0630第1号）を発出し、その中では、ひきこもり地域センターと自立相談支援機関の連携体制の構築や、両機関による対象者の早期発見、早期支援に向けた連携等について示している。

今般、別添のとおり、当職から生活困窮者自立支援制度主管部（局）長に対して、「ひきこもりの状態にある方やその家族から相談があった際の自立相談支援機関における対応について」（令和元年6月14日社援地発0614第1号当職通知）を発出したところであるが、その中では、ひきこもりの状態にある方やその家族の特性を踏まえた相談支援にあたっての基本的な姿勢を明示するとともに、経済的困窮の状態が明らかでない場合であっても、身近な相談窓口としての自立相談支援機関において、ひきこもりの状態にある方及びその家族等からの相談並びに関係機関からの相談を確実に受けとめること、ひきこもりの状態にある方の特性を踏まえつつ、ひきこもりの状態の背景となる多様な事情やそれぞれの心情に寄り添い、本人やその家族を中心とした支援を継続すること等の留意事項について示し、ひきこもりの状態にある方に対する丁寧な対応の徹底をお願いしたところ。

これを踏まえ、貴職においても、このような自立相談支援機関の取組が効果的に実施されるよう、助言や相談対応等をより積極的に行うなど、自立相談支援機関に対する強力なバックアップをお願いするとともに、今般の通知の内容は、ひきこもり地域支援センターにおける支援の在り方にも通じるものであるので、ひきこもりの状態にある方やその家族に寄り添ったより丁寧な支援の実施についてもご尽力いただくようお願いする。